

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 5 年 1 2 月 4 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

令和5年12月4日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正について
日程第6	議案第79号 岩出市消費生活センター設置条例の制定について
日程第7	議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第8	議案第81号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第9	議案第82号 岩出市空家等対策協議会条例の一部改正について
日程第10	議案第83号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第4号）
日程第11	議案第84号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第12	議案第85号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第13	議案第86号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第14	議案第87号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第88号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第89号 市道路線の認定について
日程第17	議案第90号 いわで御殿の指定管理者の指定について
日程第18	議案第91号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
日程第19	議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第20	議案第61号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第21	議案第62号 令和4年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第22	議案第63号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第23 議案第64号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議案第65号 令和4年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について
- 日程第25 議案第66号 令和4年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 5 年第 4 回岩出市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第 78 号から議案第 91 号までの議案 14 件につきましては、提案理由の説明、議案第 60 号から議案第 66 号までの決算議案 7 件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○田中議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、3 番、井神慶久議員及び 5 番、奥田富代子議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○田中議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 21 日までの 18 日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から 12 月 21 日までの 18 日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第 3 諸般の報告

○田中議長 日程第 3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。次に、本定例会に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案 14 件であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中の審査をいたしました令和 4 年度決算関係議案 7 件の審査報告書が配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例監査報告書が提出され、その写しは配付のとおりであり

ます。

次に、令和5年第3回定例会から令和5年第4回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和5年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

令和5年11月2日木曜日、和歌山市のダイワロイネットホテル和歌山において、和歌山県市議会議長会第1回研修会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、学校法人先端教育機構事業構想大学院大学特任教授、小宮信彦氏を講師に招き、「マーケティング思考と政策立案」と題する3回連続研修の1回目の研修を受講をいたしました。

以上です。

○田中議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○田中議長 日程第4 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 おはようございます。失礼します。

今年も師走が近づいてまいりましたが、議員皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。本日は皆様方にご出席をいただき、令和5年度第4回岩出市議会定例会を開催できますこと、厚くお礼を申し上げます。

当面の市行政についてご報告を申し上げる前に、感染症の状況についてご報告をいたします。

新型コロナウイルス感染症は、感染者数は減少していますが、まだまだ収束したとは言えない状況であります。一方、インフルエンザについては、注意報基準にあり、増加傾向にあります。市では新型コロナウイルスワクチン接種をはじめ、高齢者のインフルエンザ予防接種など、各種予防接種事業を実施しておりますので、ご自身と周りの方々の健康を守るため、議員の皆様におかれましても、基本的な感染対策と予防接種の検討をお願いをいたします。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政についてご報告をいたします。

初めに、消費者行政についてであります。近年の情報化、高齢化により、消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者トラブルも複雑かつ巧妙化しております。

これらの消費者問題に適切に対応するため、令和6年4月1日から、岩出市消費生活センターを市役所内に開設し、専門相談員を設置することで、相談体制の充実強化に取り組んでまいります。つきましては、本定例会に関係議案を上程しておりますので、ご承認賜りますようお願いをいたします。

次に、令和5年度市政懇談会についてであります。本年度は10月16日から11月1日までの間、市内10会場にて開催をいたしました。議員各位におかれましては、各会場へのご参加、ありがとうございます。市政懇談会でいただきました意見、要望につきましては、市政に反映させるとともに、国県などへの要望事項については、各関係機関へ提出をいたします。

次に、岩出市市民表彰についてであります。11月3日、議員各位並びに市民の皆様にご参加をいただき、盛会裏に終えることができましたことを感謝を申し上げます。表彰を受けられました10名の方々のご功績に、改めて敬意と感謝の意を申し上げます。

次に、職員採用試験についてであります。10月29日に第2回採用試験の二次試験を実施し、一般事務職、高校卒に4名、調理員に2名の受験者がありました。また、11月12日に第3回採用試験の一次試験を実施し、一般事務職に15名、技師に1名、保健師に2名、保育士に4名の受験者がありました。それぞれの面接などの二次試験を実施した後の結果報告につきましては、後日、議会に報告をさせていただきます。

次に、10月22日に実施した地域防災訓練についてであります。今年度の訓練は、巨大地震の発生を想定し、地域での避難場所の確定と把握を行い、逃げ遅れ者を出さない、逃げ遅れ者の早期発見のため、自主防災組織、区自治会をはじめとする市民の参加と消防団及び関係機関と緊密な連携の下、初動体制の確立を目的として実施するとともに、白いタオル運動を併せて実施をいたしました。今後も市民の防災意識のさらなる高揚に向け取り組んでまいります。

次に、人権啓発についてであります。国では12月4日から12月10日までを人権週間と定め、また、県では、11月を同和運動推進月間、11月11日から12月10日までを人権を考える強調月間と定めております。岩出市においても、これらの期間に合わせて、11月11日、市民総合体育館において「人権を考えるつどい」を4年ぶりに開催し、小中学生による人権作文の発表や、菊池桃子さんによる講演会を実施するなど、市民の人権意識の高揚に努めております。今後も、岩出市人権施策基本方針の基本理念である「すべての人の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生

活を市民が享受できる社会の実現」向け、様々な人権啓発を行ってまいります。

次に、いわで御殿についてであります。9月議会において、条例改正議案を議決いただき、令和6年1月から市民の生きがいつくりと健康づくりに寄与することを目的とする施策として、新たにスタートをいたします。新たな指定管理者については、指定管理者選定委員会を開催し、選定を行っております。本定例会に指定管理者の指定についての議案を上程しておりますので、承認賜りますようお願いをいたします。

次に、第18回岩出市民運動会及び第18回岩出市文化祭を4年ぶりに、感染症による制限なしで開催をいたしました。市民運動会では、10月9日、スポーツの日に開催し、6,650人の市民の皆様がありました。また文化祭は、11月3日、4日の2日間にわたり開催し、1万4,755人の方にご来場いただきました。議員各位におかれましても、当日、ご臨席を賜りありがとうございます。

次に、令和6年はたちのつどいについてであります。令和6年1月8日、成人の日に二十歳という人生の節目を祝い、励ますとともに、社会人としての自覚と地域への愛着を育むことを目的に開催をいたします。今回の対象者は、平成15年4月2日から平成16年4月1日生まれの方で、令和5年11月1日現在で670名になります。議員各位におかれましては、ご多忙とは存じますが、ご臨席賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本日ご説明申し上げましたこれらの施策などの推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも議員の皆様方のご理解、ご支援をお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○田中議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正について～

日程第18 議案第91号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○田中議長 日程第5 議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正の件から日程第18 議案第91号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案14件を一括議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました諸議案についてご説明を申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、条例案件が5件、令和5年度補正予算案件が6件、市道路線の認定案件が1件、指定管理者の指定案件が1件、一部事務組合の協議案件が1件の計14件であります。

初めに、条例案件についてご説明をいたします。

議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正についてであります。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正の施行等に伴い、スマートフォンを使用した多機能端末機による印鑑登録証明書の発行に対応するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第79号 岩出市消費生活センター設置条例の制定についてであります。市民の消費生活の安定と向上及び相談体制の充実を図るため、岩出市消費生活センターの設置に当たり、名称及びそのほか消費生活センター設置に必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告に準拠し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第81号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員の給料月額及び期末勤勉手当並びに会計年度任用職員の給料月額及び期末勤勉手当について改定を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第82号 岩出市空家等対策協議会条例の一部改正についてであります。空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、令和5年度補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第83号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額に10億1,022万5,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策事業等に係る



事業財源のほか、前年度繰越金などについて、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、財産管理費における工事請負費、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費、観光促進事業補助金、消防施設費における設計監理委託料及び工事請負費などについて補正をするものであります。

次に、議案第84号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。既決の予算の総額に914万7,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国民健康保険システム改修のための保険給付費等交付金のほか、国民健康保険事業運営基金繰入金、前年度繰越金について、歳出では、制度改正に伴う国民健康保険システム改修委託料のほか、国民健康保険事業運営基金積立金、前年度交付金の精算に伴う返還金について補正をするものであります。

次に、議案第85号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に6,587万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国支出金のほか、介護保険事業費補助金、地域支援事業費に係る県支出金、一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金、前年度繰越金について、歳出では、介護保険システム改修委託料のほか、人事院勧告等による人件費、前年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金、一般会計繰出金について補正をするものであります。

次に、議案第86号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に3,337万円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、後期高齢者医療広域連合納付金等の確定に伴う一般会計繰入金及び前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金について補正をするものであります。

次に、議案第87号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に181万7,000円を追加するものであります。

主な内容は、収益的支出において、人事院勧告等による人件費の増額について補正するものであります。

次に、議案第88号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額から850万7,000円を減額し、既決の資本的収入の予定額から702万7,000円を減額し、既決の資本的支出の予定額に148万

円を追加するものであります。

主な内容は、収益的支出、資本的収入及び支出において、人事異動等による人件費について補正をするものであります。

以上が、補正予算案件であります。

次に、議案第89号 市道路線の認定につきましては、開発行為等による帰属道路9路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第90号 いわで御殿の指定管理者の指定につきましては、公衆浴場を廃止し、市民の生きがいつくりと健康づくりに寄与することを目的とする施設へ変更することに伴い、指定管理者選定委員会において選定された指定管理候補者を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第91号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組規約の変更に関する協議につきましては、上大中清掃施設組合が令和6年3月31日をもって解散することに伴い、同日付で、和歌山県市町村総合事務組合を脱退することについて、同事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更に関する協議を行うものであります。

以上をもちまして、提出いたしました諸議案の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○田中議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
～

日程第25 議案第66号 令和4年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○田中議長 日程第19 議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認の件から日程第25 議案第66号 令和4年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、吉本議員、演壇でお願いいたします。

○吉本議員 皆さん、おはようございます。

決算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月21日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、令和4年度決算関係議案7件でありました。

当委員会は9月29日金曜日、本会議散会后、令和4年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

審査については、10月10日火曜日、総務部門、議会部門、11日水曜日、建設部門、12日木曜日、厚生部門、13日金曜日、文教部門を実施いたしました。

決算関係書類の歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲については、議会から当委員会に権限を委任されていることから、検閲することを決定し、審査の前に検閲を行いました。

検閲終了後、令和4年度決算議案7件に対する質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。

その結果、議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第61号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第63号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第65号 令和4年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第60号、議案第61号及び議案第63号の3議案は、賛成者多数により認定、議案第65号は、賛成者多数により可決及び認定しました。

議案第62号 令和4年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第64号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第66号 令和4年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定、以上3議案については、全会一致で認定しました。

なお、決算審査特別委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、当委員会の記録が作成され次第、配付いたします。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第62号 令和4年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第64号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第66号 令和4年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件、以上、議案3件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案3件に対する討論を終結いたします。

議案第62号、議案第64号及び議案第66号の議案3件を一括して採決いたします。

この議案3件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号、議案第64号及び議案第66号の議案3件は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第60号 令和4年度一般会計歳入歳出決算に反対の討論を行います。

この間、新型コロナ禍における影響は、日本経済の影響や、岩出市民の生活においても大きな影響を与えてきました。また、大企業奉仕とアメリカ追随の政治により、失われた30年と言われる国民生活を苦しめる消費税増税の強行や、中小零細企業に打撃を与え、景気の悪化を深刻化し、労働者の賃金低下を進める要因を日本政府が進めてきました。このような日本政府による経済効果や成果を実感しない状況が続けられる中で、国民の貧困と格差拡大が進み、年金生活者、中小企業をはじめとした労働者や農業従事者、若者など、あらゆる階層の人たちの暮らしが将来にわたって希望すら見いだせない大きな不安や、危機に見舞われています。

和歌山県内では、少子高齢化、人口減少の自治体が増える中、岩出市でも微増や横ばい状態となっています。地方自治体の果たす役割として、市民の命と暮らしを守るために、どう対応してきたのかが問われています。

令和4年度の岩出市の行政執行面では、市道の整備促進、災害時に対応する耐震化促進をはじめ、庁舎トイレの改修、市役所駐車場の拡張など、住民の要望や要求に込めている事業もあります。観光事業の拠点とする、ねごろ歴史の丘構想なども新たに進められています。

しかしながら、税回収面では、税回収機構への移管が行われ、低所得者が数多く加入する国民健康保険税などの依頼も行われています。やむにやまれず滞納している人たちとの相談体制の改善と悪質な滞納者に対する回収体制など、税回収面においては、対応施策における整理が必要だと考えます。

子育て支援や教育面では、子供医療費においては、和歌山県下30市町村で、唯一無料化が実施されないことが続けられてきています。学校給食費の無償化の取組が全国で進められてきていますが、紀の川市での取組が話題になったときに、岩出市ではいち早く学校給食の無償化の考えはないと公言することも行われてきました。少子化社会となる中で、子育て世帯の支援策として、保護者負担のないさらなる改善策が必要と考えます。

市民の願いや、改善策を求めている点に背を向けているものであり、岩出市の政治姿勢が問われていると考えます。

また、G I G Aスクール構想が進められていますが、システム対応における現場への支援体制の強化や、講師確保面における労働条件や待遇改善、講師にはタブレットが配布されないといった点は、今後、改善が求められるものだと考えます。

これ以外にも、司書の配置体制面では、子供たちの学校生活を向上する点からも、既存の体制から、さらなる改善が必要と考えます。

保健福祉面においては、高齢者、障害者だけでなく、市民が買物や病院への移動手段として役立つ乗り合いタクシーなど、移動手段改善のための調査や、研究、検討面も十分に見えていません。

ごみの減量化面では、ごみ減量目標に対する有効的な手だてと、改善対応策の面でも大幅な進展は見られず、市の目標値にどう近づけていくのかの課題に対して、さらなる解決の糸口の追求が求められているものとなっています。

市民生活を支える市の職員体制面では、保健福祉センターでの乳児や子供たちの健全な発達対応、市民の健康や予防体操の各地域への促進面、市民の健康を守る上で、現場の体制として、年間行事における業務量の増大を含め、市民の安全や健康にゆえ切れない職員体制の状況ではないかと考えます。ここ以外の各部署の職員体制でも、職員定数を大幅に下回る体制であり、労働強化につながっている側面が見受けられます。岩出市民の命と暮らしを守るために活動できる職員体制の充実こそ求められているものと考えます。

基金においては6億2,900万円が積み上げられてきていますが、経済不況克服、中小企業への支援や市民生活、子育てや高齢者などへ積極的に有効活用できる財源

があったと考えます。実質収支が5億円の黒字の実態から見ても、新型コロナ禍の中で、住民要望が山積みしている状況下の下、余裕のある財源を市民のために、積極的に有効活用することこそ必要ではなかったのかと考えます。

このことを理由として、令和4年度一般会計決算については反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第60号 令和4年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

令和4年度の一般会計の歳入歳出決算状況を私なりに申し述べますと、決算書によりますと、令和4年度の収支の状況は黒字となっております。規模については、対前年度比で歳入歳出ともに減少しておりますが、これは令和3年度において、コロナ禍における子育て世帯への経済的支援として、対象児童1人当たり10万円を給付した子育て世帯の臨時特別給付金事業があったことが主な要因であります。

歳入において、収入の中心である市税については、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格、物価高騰の影響を受ける中、滞納処分の徹底、現年度課税分の対策の早期着手等により収入未済額を抑制し、収納率は前年度97.99%から98.26%に向上しており、自主財源の確保に取り組んでいることが見受けられます。また、国県支出金など助成金の活用を図り、起債の発行は必要最低限にするなど、健全な財政運営に努められております。

歳出では、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施はもとより、他の全ての事業執行に関しても、効果、緊急性、必要性を勘案し、着実に事業を進められております。総務費、消防費などが伸びていますが、各種社会保障関連事業、都市基盤整備のため、道路整備事業、災害に対する防災事業、教育環境改善のための諸施策、観光促進事業など、行政需要に的確に対応し、効率的な運用が見受けられます。

また、基金においては、活用を前提としながらも、将来の負担に備えるなど、着実な運用を行ってまいります。

今後は少子高齢化が進展し、人口が減少に向かうことが予測されます中、本市においても労働力人口の減少による税収の低下や、高齢化に伴う社会保障費の増大などで厳しい財政状況に置かれていることを認識する必要があります。基金を取り崩せば、市民サービスを拡充できるのではないかとのご意見もございますが、将来を見据えた財政規律の堅持が必要となり、市債残高も減らしながら、市民ニーズに対応すること、また将来世代に対する投資をしていくことが、本市の将来に向けた重

要な取組であると考えます。

以上述べました理由により、私は本議案に賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第60号に対する討論を終結いたします。

議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第60号は、原案のとおり認定されました。

議案第61号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第61号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計決算に反対の討論を行います。

国保財政の赤字の要因として、長引く不況の影響で収入減による国民健康保険税の収入の落ち込み、医療費の増大、高齢者支援金などへの拠出金なども関係しますが、一番の大きな要因は、国庫負担率が、1984年に45%から38.5%に引き下げられたことです。さらに、政府による大企業、アメリカ追随施策推進による対応の影響で、都道府県への一元化まで進められて、国保の高騰化がより一層深刻となってきています。

今年度決算については、以下の理由をもって反対といたします。

第1番目に、これだけ高くなっている国保税に対する国への働きかけは、全国市町村会対応にとどまり、市独自の働きかけが弱い点があります。

第2点目として、基金からの繰入れを行ってこなかった岩出市が、ようやく基金に積立てを行い、取崩しを行っている点は評価をしますが、余剰金が生まれること自体、国保利用者が過大な負担となっている面からは、国保税を引き下げのために、一般会計から独自に繰入れを行うべきだと考えます。

第3に、徴収面においては、国保加入者の生活実態を顧みない強制的な取立てが見受けられる点では、税回収機構への移管を含め、今後、親身になった相談体制の

確立が求められる点があり、改善を求めておきたいと思っております。

第4は、医療費の高騰化につながる資格証明書、短期証明書の発行をやめるべきですが、市の政治姿勢は今年度においても変わっていません。早期発見、早期治療をうたいながら、早く病院に行けば軽く済んでしまう病気も、資格証明書では全額一時負担のため、病院に行くことを控え、結果的に病気を重くしてしまうことが、今年度も続けられています。健康施策や予防施策面で、真剣に市民の命や健康をよくしていこうという立場で、市民に向き合っているのかが問われている点があります。

第5に、早期発見、早期治療に役立つ人間ドックは、令和4年度では38件にとどまり、国保利用者に対しての周知や、受けやすい環境整備への改善が求められていると考えます。この間、脳ドック検診も開始されてきていますが、希望者が多い中で93件となっていますが、さらなる脳ドック検査を受けられる体制改善も求められるものと考えます。

日本経済における景気の低迷、新型コロナ禍が起きる下、物価高騰などによる中小零細企業や年金生活者など、生活が大変になる中で、国保利用者の健康生活を下支えする国保に対して、十分な対応面となっていない点があると考えます。

よって、令和4年度岩出市国民健康保険特別会計の決算には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 議案第61号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論します。

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなし、被保険者の市民にとって重要な役割を担っています。本市の国民健康保険を取り巻く環境は、被保険者の高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行や、社会保険の適応拡大等により、被保険者数が年々減少する中、県と市が共同運営し、安定した事業運営に取り組まれています。

歳入では、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による収入減に伴う国保税の減免を実施した一方で、国保税の口座振替納付の利用促進や広報紙等での周知による納税意識の向上、納税相談、滞納整理の徹底により収納率を向上させ、懸命に財源確保に努められていることが見受けられます。

歳出については、被保険者の減少に伴い、保険給付費が前年度比で約1億3,800万円減少していますが、被保険者に必要な保険給付が行われています。保健事業では、人間ドックや脳ドック、また集団健診、まちかど健診や個別健診の実施など、

被保険者の健康の保持増進を図っているほか、後発医薬品の利用促進等の取組、特定健診未受診者対策による疾病予防の取組など、医療費の抑制にも努められています。

以上のことから、被保険者の健康の保持増進と安定的な事業運営に努められていると考えますので、本議案について賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第61号に対する討論を終結いたします。

議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第61号は、原案のとおり認定されました。

議案第63号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第63号 後期高齢者医療特別会計決算の反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度に導入がされました。それ以来、多くの高齢者から怒りと将来不安の声が出続けています。年齢で区切り、保険料などの負担を増やし、医療給付に制限を設けるという悪法だからです。後期高齢者医療制度は、収入がなくても、75歳以上の全員に保険料が課され、全額免除を受けるには厳しい制約があります。保険料は2年ごとに改定され、75歳以上の人口と、医療費の増加に伴い、際限なく上昇します。岩出市としても、年々対象者が増え続け、負担が増大してきています。

後期高齢者医療制度そのものが、世界でも類を見ないお年寄りいじめの制度であります。国民健康保険税における高騰化にも大きな影響を与えるものであり、このような高齢者を差別する制度である後期高齢者医療制度そのものを速やかに廃止することこそ求められていると考えます。

この決算については、以上の理由により反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

福山晴美議員。

- 福山議員 議案第63号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論します。

後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の高齢者を被保険者とし、疾病等に対し給付を行うものであります。本市では、平成20年度の制度施行以来、高齢化の進展により徐々に被保険者が増加し、令和4年度末において6,418人となっております。今後も被保険者の増加が見込まれ、給付費の増加が予測されますが、高齢者の福祉の増進に寄与する必要な制度であります。

決算の状況を見ますと、歳入では、保険料の上昇については、口座振替の積極的な推進や、滞納初期の対応として、臨戸訪問、納付相談など、きめ細かな収納対策により、高い徴収率の維持に努められていることが見受けられます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が大部分を占めますが、保健事業における人間ドックや脳ドックの実施など、適切に執行されています。

よって、本議案については、事業を安定的に、また適正に運営されていると考えますので、賛成といたします。

- 田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

- 田中議長 以上で、議案第63号に対する討論を終結いたします。

議案第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

- 田中議長 起立多数であります。

よって、議案第63号は、原案のとおり認定されました。

議案第65号 令和4年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

- 増田議員 議案第65号 令和4年度の水道事業会計の反対討論を行います。

4年度実績では、給水人口5万4,001人、給水戸数では2万5,061戸という状況となっています。給水戸数は昨年比1,068戸増となっており、令和4年度においても、和歌山県内で数少ない人口増加の実態が現れていると考えます。新型コロナ禍の下

において、基本料金の免除も行われてきた点は評価をしたいと考えるものですが、岩出市の経営状況については、莫大な純利益が発生しており、基本水量を20立方メートルまで使用していない家庭が、4,200戸を超えるものとなってきている実態があり、使ってもいない市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ない状況が生まれてきています。市民に還元すべきものと考えます。

監査委員の意見においても、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされています。市民生活の向上、福祉の増進に寄与するよう莫大な黒字は、市民生活に還元すべき必要性があるという面では、令和4年度も低所得者や基本水量に満たない弱者に対しての基本水量の区分見直しの対応改善や支援策は見えません。

以上の理由で、令和4年度水道事業会計決算に反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 議案第65号 令和4年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、地方公営企業の経営の基本原則であります健全経営の維持を図りつつ、市民に安全・安心な水を供給することで、公共の福祉の増進をするという役目を担い、長年、水道料金の値上げをせず運営されています。

令和4年度の決算において、収益的収支では2億5,847万1,587円の黒字であります。基本的収支では7億4,311万2,000円の赤字となっています。このような中、コロナ禍において、物価高騰により影響を受ける市民や事業者を支援するため、一般会計から財源として繰入れ、水道基本料金を6か月にわたって免除するとともに、アセットマネジメントに基づき、計画的に各施設の更新事業に取り組む必要がある中で、収納率の向上による自主財源の確保や減収率の向上に取り組み、健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

また、令和4年度岩出市水道事業会計剰余金の処分については、安全な飲料水を安定して供給するための送水管更新事業等に必要でありますので、剰余金の積立てをし、持続的な事業運営を要すると考えます。

以上のことから、私は本決算を認定することに賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第65号に対する討論を終結いたします。

議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決及び認定されました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月8日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月8日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時30分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 5 年 1 2 月 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

令和5年12月8日

|       |                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分                                                           |
| 日程第1  | 諸般の報告                                                             |
| 日程第2  | 議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正について                                           |
| 日程第3  | 議案第79号 岩出市消費生活センター設置条例の制定について                                     |
| 日程第4  | 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について                    |
| 日程第5  | 議案第81号 職員の給与に関する条例等の一部改正について                                      |
| 日程第6  | 議案第82号 岩出市空家等対策協議会条例の一部改正について                                     |
| 日程第7  | 議案第83号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第4号）                                      |
| 日程第8  | 議案第84号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                                |
| 日程第9  | 議案第85号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）                                  |
| 日程第10 | 議案第86号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                               |
| 日程第11 | 議案第87号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）                                    |
| 日程第12 | 議案第88号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）                                   |
| 日程第13 | 議案第89号 市道路線の認定について                                                |
| 日程第14 | 議案第90号 いわで御殿の指定管理者の指定について                                         |
| 日程第15 | 議案第91号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第16 | 議案第92号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について                                      |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第78号から議案第91号までの議案14件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第92号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○田中議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第92号の議案1件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正について～

日程第15 議案第91号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○田中議長 日程第2 議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正の件から日程第15 議案第91号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件までの議案14件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることのないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第83号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 おはようございます。

それでは、通告に従いまして質疑を行いたいと思います。

議案第83号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の15款2項1目1節 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金についてですが、その対象事業について、まずお伺いしたいと思います。

2点目に、3款1項17目18節の同じ電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給対象はどのようになっているのか、お聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○川端財務課長 玉田議員ご質疑の1点目についてお答えいたします。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金は、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策において、低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために追加することが盛り込まれたものでございます。

議案提出時点において交付金の限度額等の詳細が未定であり、国の補正予算が未成立ではございましたが、国から年内の予算化に向けた検討要請があったことから、低所得者及び家計急変者を支援するための事業費を先行して補正予算に計上したものでございます。

○田中議長 社会福祉課長。

○森社会福祉課長 玉田議員ご質疑の2点目についてお答えいたします。

3款1項17目18節の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の支給対象は、令和5年12月1日時点で、岩出市に住所登録のある令和5年度住民税非課税世帯及び予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯を予定しております。

なお、住民税非課税世帯は5,700世帯、家計急変世帯は200世帯の合計5,900世帯を見込んでおります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 まず1点目なんですけど、ただいま答弁いただきまして、低所得世帯の支援枠ということとお聞きしましたが、推奨事業メニューとして、生活支援者や、また事業支援者について様々な支援策があるんですけど、その内容と、また今回はあくまでも低所得者に対しての支給という形でのよろしいのか、お聞かせください。

また2点目に、トータルで5,900件の方がいてということなんですけど、年末でもありますし、またいろいろと入り用もあると思うんですけど、できれば年内中に支



給をできたら非常に助かるのではないかなということから、年内支給が可能なのかどうか、お聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○川端財務課長 再質疑の1点目についてお答えいたします。

議員ご質疑のとおり、交付金については、低所得者の支援枠と、いわゆる推奨事業メニューの2種類に分かれておりまして、今回については、低所得者支援とそれに関するものを追加してだけ計上させていただいています。

その他の生活支援枠の事業につきましては、本年度、本補正予算には計上しておりませんので、引き続き検討を進めまして、年明け以降に実施事業案を決定するとともに、次の議会において補正予算を提案させていただく予定としております。

○田中議長 社会福祉課長。

○森社会福祉課長 玉田議員の再質疑、2点目についてお答えいたします。

年内支給が可能なのかということですが、こちらのほうは本議案が議決後、速やかにシステム改修や対象者の抽出を行い、1月中旬をめぐり確認書の送付し、返送があり次第、順次、1月下旬から給付できるように事業を進めてまいります。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

2番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第80号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

今回、議案でいうと3議案質疑をさせていただきたいと思います。

まず、第80号です。この議案については、岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正ということですが、今、議員の報酬についてのアップという点についてで言えば、今、国会でもいろいろな議論がされているというような状況だとも思うんです。その中では、この報酬アップについては、いろいろな批判というようなものも出ているような状況もあるかと思うんですが、この点で、今回出してくる、提案する理由、これについてどういう理由なのかという点、これをお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

今回の一部改正は、議員の期末手当を0.1か月分引き上げるもので、報酬額の引上げではございませんが、これまでも人事院勧告に準拠し改正を行ってきたものがあります。今回もその内容によりご提案をさせていただいたものでございます。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 ちなみに、人勧というような形だと思うんですが、いずれにしても報酬審議会というのが開かれていると思うんですが、報酬審議会の中での意見、これについてはどのような意見が出てきたんでしょうか。

○田中議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回は期末手当のみを人事院勧告に準拠して提案させていただいたもので、報酬額に関しては引上げはございませんので、委員会のほうは開催しておりません。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第83号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第83号 令和5年度一般会計補正予算(第4号)については、5点質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、13ページのところに子ども医療費の扶助費、これについて書かれています。説明では、件数増というような説明だったんですが、今回、件数増となる要因、これを市としてはどのように見ているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

2点目については、17ページのところに生活保護の扶助費、これも書かれているんですが、これも説明の中では対象者増という見込みだという説明でした。見込人数とその内訳ですね、どういうようなところで増えてきている見込みとなるのを予定しているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目は、18ページのところにごみ処理施設の建設基金、ここに2億円積み立てる予定となっているんですが、市として、まだ今のクリーンセンターというのは、まだまだ新しいんではないかというふうにも感じる場所もあるんですが、岩出市

として、ごみ処理施設、この建設の予定時期、これは現時点でいつ頃を想定しているのか、この点をお聞きしたいと思います。

4点目は、新たに観光促進事業、これが20ページのところに200万円というのが計上されているんですが、観光促進事業補助金、この内訳ですね、この中身をどういうふうなところに使うのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

最後に5点目として、22ページのところに消防施設費、この中で東公園と境谷地区に消防施設で改善策を取るんだと、工事をするんだという説明でした。この2つの東公園、境谷地区、この工事内容と、そして今の既存のところから何が改善されるような形になるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長 増田議員ご質疑の1点目、子ども医療扶助費、件数増の要因についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日以降、5類感染症に移行され、医療機関への外来受診費用については、公的医療保険以外の部分が公費負担から自己負担に変更されました。医療扶助費の件数増の主な要因は、この変更による就学前児童及び小中学生の新型コロナウイルス感染症に起因する受診件数について、国の方針決定が令和5年4月27日であったため、当初予算に計上できなかったことが1つの要因と言えます。

加えて、今年度において、急増しているインフルエンザに関連する受診件数の増加も一要因であると考えております。

○田中議長 社会福祉課長。

○森社会福祉課長 増田議員ご質疑の2点目についてお答えいたします。

生活保護扶助費対象者の見込人数ですが、年間延べ人員を当初予算では4,944人を見込んでおりましたが、今回の補正では24人増加の4,968人を見込んでおります。見込人数の内訳としましては、高齢者3,049人、母子434人、障害者533人、傷病者762人、その他190人となります。

なお、今回の生活保護扶助費の補正対象については、全額医療扶助費となり、総医療費に占める1人当たりの医療費が増加していることから、4,809万4,000円を増額しております。

○田中議長 クリーンセンター所長。

○大島グリーンセンター所長 増田議員ご指摘の3点目についてお答えいたします。

クリーンセンターは供用開始から15年が経過し、各施設・設備の老朽化が進んでいることから、将来に向けた施設の長寿命化計画を策定するとともに、今年度から施設の延命化事業に着手しております。その内容につきましては、これまでのダイオキシン対策のガス化溶融炉から二酸化炭素の排出抑制に軸足を置いたガス化燃焼炉に転換するもので、総事業費は概算で約55億円を見込んでおります。財源といたしましては、ごみ処理施設建設基金と国庫補助金を活用いたしまして、5か年計画として、令和9年度の完成に向け進めているところであります。

○田中議長 産業振興課長。

○竹中産業振興課長 観光促進事業補助金200万円の内訳は、についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症により、過去3年間は社会活動が制限され、積極的な観光施策を実施していませんでしたが、本年5月に5類に移行したことにより、国宝や重要文化財など、合わせて9つある観光資源あふれる根来寺に、県内外から多くの観光バスをはじめ、観光客が訪れるようになりました。

今後も自然と歴史文化あふれる根来寺に訪れた多くの方々をおもてなしするため、根来寺境内の老木となった桜や紅葉などの環境整備を行うため、岩出市観光協会に対して補助するものです。

○田中議長 総務課長。

○西浦総務課長 議員ご質疑の東公園、境谷地区の工事内容と改善事項についてお答えいたします。

東公園は、災害活動支援拠点となる地域避難所として位置づけており、防災機能強化と公園利用者の利便性向上のために、公園西側エリアに防災用あずまやを3棟増設いたします。平時には、公園の休憩スペースとしてご利用いただくとともに、災害時には、応急救護所などでの利用を想定しております。

次に、境谷地区についてですが、山間部の集落で、災害時に孤立する可能性があり、地元からの強い要望と用地の無償提供がされたため、オープンスペースと備蓄倉庫を備えた地域避難場所を整備するものでございます。また、避難場所への円滑な移動と、緊急車両の通行のために橋の設置も計画しております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目のごみ処理、クリーンセンターの関係なんですけど、先ほど55億という金額を聞いたんですが、既存の今使われているクリーンセンターというのは、

44億余りのクリーンセンターだったと思うんですね。そうすると、今の既存のクリーンセンターよりもはるかに金額的には大きくなってしまふというふうになるんですが、この55億と言われた、その内訳というんかな、中身というのは、どういう形で55億というような形になるのか、この点をお聞きをしたいと思います。

もう1点は、4点目の観光関係の補助金なんですが、桜の植え替えというんかな、そういうような桜ということも出たんですが、老木になっている桜については、この予算の中では何本ぐらいの植え替えというんですかね、これを想定されているのかという点、分かる範囲で結構ですんで、お聞きをしたいと思います。

それと、最後の5点目のところなんですが、今回、この補正予算で計上された東公園と境谷地区、これについては、工事そのもの自身については、今年度中に完成という、今年度中に全て工事が終わるといふようなことになるのか、この点お聞きをしたいと思います。

以上です。

○田中議長 答弁願います。

クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

先ほども申しあげましたとおり、クリーンセンターは供用開始から15年というところで、建設からいいますと約20年近くたっております。その当時、44億円近くというところではありますが、今現在、基幹改良設備工事というところを見ますと、全国的に見ましても、約20年ほど前、建設類似で行っている施設を見ますと、同じように基幹的改良設備工事というものを行っておるんですが、約1.5倍かかっている計算になっております。物価高騰、時代の流れ等々を考えまして、概算ではありますけれども、先ほど申しあげましたとおり、約55億円というふうに見込んでおるといふところでもあります。

○田中議長 産業振興課長。

○竹中産業振興課長 増田議員の再質疑に対してですが、桜の本数ということですが、約5本の植樹を考えております。

○田中議長 総務課長。

○西浦総務課長 再質疑の東公園、境谷地区の工事、完成期日はいつかについてですが、本議会で採決いただきました後、設計の委託の発注になりまして、事業の一部、工事の部分になるんですが、令和6年度への繰越事業となります。完成期日は、予定として9月末を期日としておりますが、早期完成に向けて進捗を図ってまいりた

いと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点だけお伺いします。

クリーンセンターの関係なんですが、55億、物価高騰等との関係で55億ぐらいになるんだということでしたけれども、去年も2億円積み立てられていると思うんですね。今年度も2億円と。市としては、基金については幾らぐらい積み立てていく予定なのか。そして、また毎年同じような額を積み立てていくという、そういう認識でいいのかどうか、この点、最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

基金の積立てのことについてですけれども、基金につきましては、財政状況等を鑑みまして、可能な範囲で積立てをと考えております。

○田中議長 続きまして、議案第90号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第90号、いわで御殿の指定管理者についてであります。

今回、いわで御殿の指定管理、これを行っていく中で公募もされていると思うんですが、公募に対しての応募者数、これがどれぐらいあったのかという点、この点と、2点目に、選定を行っていくわけなんですが、選定に至る状況ですね、どのような形でこの業者が選定されたのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、公募に対する応募者数につきましては、募集要領を受け取りに来た事業者は2社ありましたが、申請書が提出されたのは株式会社メディカル・ギア・エクウィップメント、1社でありました。

次に2点目、選定に至る状況内容はどうだったのかにつきましては、岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第3条に基づき、11月7日に指定管理者選定委員会を開催いたしました。会議の次第は、まず指定管理者の候補者について、これまでの経緯を保険介護課から説明し、次に委員長から選定方

法についての説明があり、その後、申請者から事業計画等の説明と、それに対する質疑応答がありました。

質疑応答の主な内容は、通いの場の利用人数の想定や安全管理体制、収支予算書についてであり、これらを踏まえて各委員が指定管理者選定基準に基づき採点した結果、適当と認められたため、株式会社メディカル・ギア・エクウィップメントが候補者として選定されたという状況です。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 業者選定ですね、業者選定でいうと、今もお話あったように、評価点数という形で決められているというふうに思うんですが、この点では評価の点数ですね、基準というのがどういうふうな基準があって、それに対してどのような点数だったのかという点、この点お聞かせいただきたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

あらかじめ決められた選定基準に基づいて、委員のほうが評価した結果、総合評価点数については、200点満点中134点、総合評定、良となっております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第78号から議案第91号までの議案14件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第78号から議案第91号までの議案14件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第92号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について

○田中議長 日程第16 議案第92号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました議案についてご説明を申し上げます。

議案第92号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律において、国民健康保険税の改正部分が令和6年1月1日から施行されることに伴い、出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の軽減措置を講じるため、所要の改正をするものでございます。

以上、慎重ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○田中議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

議案第92号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第92号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第92号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月18日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月18日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時04分)



# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和5年12月18日

|       |                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分                                                           |
| 日程第1  | 議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正について                                           |
| 日程第2  | 議案第79号 岩出市消費生活センター設置条例の制定について                                     |
| 日程第3  | 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について                    |
| 日程第4  | 議案第81号 職員の給与に関する条例等の一部改正について                                      |
| 日程第5  | 議案第82号 岩出市空家等対策協議会条例の一部改正について                                     |
| 日程第6  | 議案第83号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第4号）                                      |
| 日程第7  | 議案第84号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）                                |
| 日程第8  | 議案第85号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）                                  |
| 日程第9  | 議案第86号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                               |
| 日程第10 | 議案第87号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）                                    |
| 日程第11 | 議案第88号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）                                   |
| 日程第12 | 議案第89号 市道路線の認定について                                                |
| 日程第13 | 議案第90号 いわで御殿の指定管理者の指定について                                         |
| 日程第14 | 議案第91号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について |
| 日程第15 | 議案第92号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について                                      |
| 日程第16 | 議員派遣について                                                          |
| 日程第17 | 委員会の閉会中の継続調査申出について                                                |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第78号から議案第92号までの議案15件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、それと議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正について～

日程第15 議案第92号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について

○田中議長 日程第1 議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正の件から日程第15 議案第92号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件までの議案15件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案15件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月8日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正の件外、議案9件です。

当委員会は12月12日火曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正の件、議案第79号 岩出市消費生活センター設置条例の制定の件、議案第81号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第82号 岩出市空家等対策協議会条例の一部改正の件、議案第83号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第87号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第88号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第89号 市道路線の認定の件及び議案第91号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件、以上9議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第78号、議案第79号、議案第81号、議案第82号、議案第83号の所管部分、議案第87号、議案第88号及び議案第91号は可決、議案第89号は認定しました。

議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第79号 岩出市消費生活センター設置条例の制定の件では、具体的にどのような相談事例を想定しているのか。現在の対応状況及びセンター設置後の職員の配置予定は。国家資格の取得者は現在何名いるのか。また、資格取得者の採用及び資格取得の支援体制は。弁護士を必要とする事例も想定できるが、現在の状況及び今後の対応予定は、について。

議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件では、期末手当の影響額についての詳細は。期末手当の支払い予定日はいつか、について。

議案第81号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件では、会計年度任用職員は4月に遡って適用するのか。会計年度任用職員の給与単価基準の見直しは。会計年度任用職員の災害発生時の対応は。また、超過勤務はあるのか、について。

議案第82号 岩出市空家等対策協議会条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第83号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分では、企画広報総務費の備品の購入における一般備品の内容は。消費生活センターの設置場所は。また、センターは常設か、について。

議案第87号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第88号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第89号 市道路線の認定の件及び議案第91号 和歌山県市町村事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月8日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第83号 令和5年

度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分の外、議案5件です。

当委員会は12月13日水曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第83号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分、議案第84号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第85号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第86号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第90号 いわで御殿の指定管理者の指定の件及び議案第92号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、以上6議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第83号の所管部分、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第90号及び議案第92号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第83号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第4号）所管部分では、社会福祉総務費における工事請負費の改修箇所はどこか。また、現在使用に支障はないのか。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業について、給付に係る審査方法及び家計急変世帯見込数とその対応は。また、給付時期、非課税世帯の内訳及び全世帯に対する比率は、について。生活保護扶助費について支給対象者の医療扶助費が増加した要因は、について。ごみ処理施設建設基金積立金について、施設の新設のためか、それとも現在の施設の延命か。また、施設の改修について、現在の状況、改修費用とその補助割合、耐用年数、工事期間中の対応は。脱炭素にのみ対応したものなのかについて。

議案第84号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第85号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第86号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

議案第90号 いわで御殿の指定管理者の指定の件では、指定管理者の応募者が、前回も今回も1件であった要因は、について。

議案第92号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件では、対象者から届出は必要か。また、漏れは生じないのか、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第78号 岩出市印鑑条例の一部改正の件、議案第79号 岩出市消費生活センター設置条例の制定の件、議案第81号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第82号 岩出市空家等対策協議会条例の一部改正の件、議案第83号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第4号）の件、議案第84号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件、議案第80号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第86号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第87号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第88号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第89号 市道路線の認定の件、議案第90号 いわで御殿の指定管理者の指定の件、議案第91号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議の件、議案第92号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、以上議案14件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案14件に対する討論を終結いたします。

議案第78号、議案第79号及び議案第81号から議案第92号までの議案14件を一括して採決いたします。

この議案14件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号、議案第79号、議案第81号から議案第88号まで及び議案第90号から議案第92号までの議案13件は、原案のとおり可決、議案第89号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

- 増田議員 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

今の社会状況を見ますと、市民生活においては、原油価格、物価高騰の影響、経済不況や新型コロナの影響で、いまだに苦しんでいるのが現状だと考えます。

人事院勧告は、憲法第28条で全ての勤労者に保障された労働基本権が、争議権の禁止など、不当に制約されている中で、その代償措置として、国家公務員の給与を民間と比較した上で勧告するものであり、職員と違い、特別職は人事院勧告に準じなければならない法的な規定はありません。勧告があったからといって、特別職が準じる必要のないもので、市民生活や経済活動にも大きな影響が生じており、収入が激減した方、職を失われた方、給付金や補助金で何とか延命されている事業所さん等、多くの市民の皆さんが、経済的に厳しい状況である中、市民には理解が得られないと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

- 福山議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

- 大上議員 議案第80号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、経済雇用情勢等が反映された民間給与実態調査の結果により決定される人事院勧告の民間給与水準に準拠して定めることが最も適切で合理的であります。また、過去において人事院の引下げの勧告にも、それに準じ、条例改正を行っていることから、これまでとの整合性を保つ観点から、人事院の勧告に準じた条例改正を行う必要があります。またそうすることで市民の理解が得られるものと考えます。

なお、昨年度においても同様の人事院勧告に準じた条例改正が提出された際は、全会一致で賛成となっていることを申し添えます。

以上述べました理由により、私は本案について賛成といたします。

- 田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

- 田中議長 以上で、議案第80号に対する討論を終結いたします。

議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議員派遣について

○田中議長 日程第16 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しとおとり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 日程第17 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しとおとり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月20日水曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月20日水曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時48分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和5年12月20日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 一般質問

○田中議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、5番、奥田富代子議員、13番、市來利恵議員、10番、玉田隆紀議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、以上7名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁ともに簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を行います。

今議会では、教育長の教育方針についてと産業廃棄物処理施設についての2点お伺いいたします。

最初に、教育長の教育方針について質問を行います。

前回の第3回定例会において津田新教育長が任命され、約3か月が経過しました。津田教育長は、長年にわたり、教育行政、専門職の経験者であり、これまでの経験を十分に活かされ、本市の教育行政に取り組んでいただいているものと考えています。本市教育委員会では、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とした教育行政の目標や、施策の基本方針となる岩出市教育振興基本計画を策定し、教育行政の推進に努められています。

また、毎年、運営方針である主要施策を策定し、令和5年度は学力向上と感染リスクを踏まえた教育活動の推進と掲げ、事務事業に取り組まれています。これらの方針は、前教育長が出した方針ではありますが、もちろん教育長が替わっても、以前

からの方針は受け継がれ、市長部局とともに連携を図っていくものであり、方針が変わることはないと認識していますが、教育長が替わることで、本市の教育にも今後変化をもたらすものだと考えています。

そこでお尋ねいたします。本年第3回定例会で、教育委員会教育長の任命、議案の審議に際して、当日、津田教育長の出席がかなわなかったため、副市長から就任に当たっての所信表明が読み上げられました。重複する箇所もあるかと思いますが、教育長、就任後の方針をお伺いいたします。

次に2点目として、前教育長は、本市教育委員会で教育部長として執務をしていた現職からの教育長であり、今までの行政マンとしてのノウハウを生かしながら、普通教室へのエアコン設置、トイレの洋式化、ICT機器の導入など、教育環境の整備に取り組み、またコロナ禍では、児童生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう対策が進められてきました。

また、新型コロナウイルス感染症は、現在5類に移行しましたが、以前は児童生徒も多く罹患し、学校閉鎖や学級閉鎖となるなど、教育現場は気苦労が多く、大変な時期もあったと聞いています。今後も、未来ある子供たちが、岩出市に住んでよかった、住み続けたいと思えるような教育に取り組んでいただきたいと思っております。そして、教職員の働き方改革についても、これまで県市教育委員会や学校の努力により一定の成果が上げられているものと考えています。

そこでお尋ねいたします。アフターコロナ、ウィズコロナの時代となり、今後、本市の教育現場を預かる教育長として、教職員の働き方改革を含めた学校現場への取組はどのように行おうと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目として、教育長に就任後、前教育長からの引継ぎや、部長、課長等から、現在行っている事務事業の概要説明などを受け、本市教育委員会の現状を把握されたことと思います。

そこでお尋ねいたします。津田教育長は、本市教育委員会での重要課題や解決すべき事項を何と捉え、また、それを今後どのように取り組んでいこうと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 おはようございます。令和5年第3回定例会における所信聴取の折には出席できず、申し訳ございませんでした。今回、福岡議員から答弁の機会をいただきましたので、改めて私の考えを述べさせていただきます。

福岡議員ご質問の1番目、教育長の教育方針についてお答えいたします。

教育行政は、広い視野を持ち、教育の本質を見失うことなく、不易の部分とスピード感を持って時代に対応していく流行の部分をしっかり見極めて取り組んでいくことが必要であり、直面する様々な課題に迅速に対応するとともに、今の子供たちが社会に出て活躍する10年後、20年後を見据えて取組を進めていくことが重要であると考えております。

教育は、生涯学習、学校教育、スポーツ、文化芸術、文化遺産など、大変幅広く、市民の皆様一人一人に関わることばかりであります。学校教育では、子供たちが安全・安心な学校生活を送り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の「知徳体」を基盤としたこれからの時代をたくましく生き抜く人間としての総合力を育成することが必要であります。そのためには、市行政内部での協議を重ね、意思の疎通を行うことにより、教育行政、教育政策の推進を図り、岩出市の教育、文化、スポーツの振興に尽力してまいります。

次に、2点目の働き方改革を含めた学校現場への取組につきましては、教職員の確保に努めてまいります。加配教員や産休・育休取得者の代替教員をはじめ、不登校支援員や教員業務支援員など、学校運営に1人でも多くの人材が関われるよう、県教育委員会に要望してまいります。

3点目の重要課題や解決すべき事項につきましては、不登校対策と土・日の中学校部活動地域移行が上げられます。不登校対策といたしましては、本年度2学期より駅前ライブラリー2階に移転した教育支援センター「フレンド」の開室内容を充実させ、より多くの不登校児童生徒のニーズに対応してまいります。

加えて、一部の学校に校内教育支援センターを開設できるよう、県教育委員会と協議をしてまいります。

中学校部活動地域移行につきましては、生徒、教員、保護者の意向を把握するためのアンケート調査を実施し、現状で移行が可能と思われる部活動について、関係者と協議をしてまいります。どちらの課題につきましても、容易に解決できる問題ではありませんので、的確に状況把握を行いながら、継続的に取り組んでまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 教育長から今後の教育委員会の方針等についてご答弁いただきました。

岩出市教育振興基本計画では、笑顔があふれるまちづくりを目指して、教育行政に

取り組み、また本計画に掲げる施策の基本的な目標として、心豊かな人が育つまち、生涯学習できるまち、人権が尊重されるまちの3項目を掲げられ、それぞれの目標達成を目指すとされています。そのためにもぜひ津田教育長におかれましては、今までの教育行政の経験を存分に発揮していただき、さらなる本市の教育行政の推進に努めていただくよう、よろしく申し上げます。答弁は結構です。

○田中議長　これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員　次に2番目、産業廃棄物処理施設について質問を行います。

本市は北部に緑豊かな和泉山脈が東西に連なり、南部には大台ヶ原を水源とする清流紀の川が東西に流れ、自然と景観に恵まれたまちであり、貴重な財産であるかけがえのない自然をより豊かで恵みのあるものとして、将来の世代へと継承していかなければなりません。

こうした状況の中、令和4年度では、根来地内に産業廃棄物処理施設の建設に関する申請が県に提出されたことに伴い、地元住民等が設置に反対していることから、当市議会において、令和5年3月16日、産業廃棄物処理施設の設置に反対する意見書を全会一致で採択し、県知事に提出しています。その後、3月22日の本会議の冒頭で、市長から産業廃棄物処理施設の設置の申請については取り下げになったことを報告いただきました。

また、令和5年第1回定例会では、産業廃棄物処理施設に反対する都市宣言に関する決議を全会一致で可決し、令和5年3月20日に、市において都市宣言を行っています。そして、令和5年第3回定例会では、岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例を制定するなど、地域における健全な生活環境の維持向上に努められています。

そこで4点お尋ねいたします。1点目、通常、産業廃棄物処理施設の設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律と建築基準法第51条による許可申請が必要になるかと思いますが、それぞれの申請日と取下げ日はいつになっているのでしょうか。また、申請が取り下げられた理由について、お伺いいたします。

次に2点目として、都市宣言をより強固なものとするため、先ほども申し上げましたが、岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例を制定し、10月6日から施行しています。しかし、条例の法的限界について、憲法94条では、法律の範囲内で条例を制定することができると明記されています。

そこでお尋ねいたします。岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例については、どこまで効力を有するのか、お伺いいたします。

次に3点目として、市では都市宣言を行い、市役所北側と総合体育館東側に立て看板を設置するとともに、市ウェブサイトなどで啓発に努められており、また、先日開催された市政懇談会でも市民に説明されていきました。この都市宣言や、岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例を制定したことは、県に対して申し添えていただいているものと思っています。

そこでお尋ねいたします。本市が制定した都市宣言や、岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例について、それぞれ県の見解はどうだったのでしょうか、お伺いいたします。

次に4点目として、従来から産業廃棄物処理施設設置の申請書については、県に提出され、その後、県が関係市町村長に対し、支障の有無について意見を聞くことになっていると思います。しかし、市政懇談会での説明では、市の条例制定に伴い、県に申請書を提出する前に、市に事業計画書を提出することや、関係住民に対しての説明会の開催、関係住民からの意見対応。環境保全に関する協定の締結が必要とされていきました。

そこでお尋ねいたします。条例制定に伴い、申請方法が変更になると思いますが、条例の法的限界もありますので、県においては、計画事業者に対し、本市の条例に寄り添った指導を、特に環境保全に関する協定の締結を行うことなど、どこまで指導していただけるのか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員ご質問の2番目、産業廃棄物処理施設についての1点目についてお答えします。

令和4年4月27日付で、産業廃棄物許可申請等に係る事前調査書が県に提出されておりますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく処理施設の許可申請ではないため、同法に基づく取下げはありません。なお、取りやめた理由につきましては、市議会で採択された産業廃棄物処理施設設置に反対する意見書や、産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言及び住民の安心・安全な生活環境の保全への願いに対して理解を得られたことであると考えております。

次に、2点目の産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例は、どこまで効力を有するのかについてお答えします。

議員ご質問のとおり、条例は法律の範囲内で条例を制定することができることされており、ここでは廃棄物の処理及び清掃に関する法律が上位の法律であり、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例は、同法の範囲を超えるものではなく、産業廃棄物処理施設の設置を禁止するものでもありません。しかしながら、この条例において、事業者は、法に基づく申請前に市に事業計画書を提出することとしており、関係住民に対する説明会の開催や意見に対する対応などが必要となり、関係住民に対して、産業廃棄物処理施設の設置に関する情報を提供しなければなりません。また、事業者は、関係住民の立場を尊重するとともに、互助の精神を持って自主的に解決するよう努めなければならないとされており、同条例は、産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に有効であると考えております。

3点目の県の見解につきましては、産業廃棄物処理施設設置に反対する都市宣言及び岩出市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例により、市の産業廃棄物処理施設設置に対する考え方は理解するが、事業者から県に申請があった場合、法に基づく許可の基準等の規定に適合しているものであれば、許可をせざるを得ないとの見解です。

4点目の条例制定後、県はどこまで指導していただけるのかにつきましては、条例は市が制定したものであり、県としては指導する立場ではなく、先ほどもお答えしたとおり、法に基づき、許可の基準等の規定に適合しているものであれば、許可せざるを得ないとのことです。

なお、市といたしましては、許可権者である県に対して、市も定期的に巡回パトロールを行うなどにより、適正に保管管理されているか監視に努めるが、県においても適正に監視するとともに、地域住民等からの通報や苦情があった場合、速やかに現場を確認され、違反行為があった場合は、適正に対応されるよう要望しております。

○田中議長 事業部長。

○田村事業部長 1点目の建築基準法の関係についてお答えいたします。

当該施設における建築基準法の対象建築物につきましては、処分業に使用する破砕機の設置であり、和歌山県では、移動式であっても建築物とみなし、建築許可の対象となります。建築許可につきましては、建築基準法第51条ただし書きの規定により、和歌山県都市計画審議会の議を経て、許可権者である和歌山県から設置意思の許可を得る必要があります。このことから、本件につきましても、産業廃棄物許可申請等に係る事前調査書の意見を受け、令和5年2月6日付で、和歌山県知事に

対し、事業者から建築許可の申請が行われましたが、事業計画の見通しが立たなくなったという理由により、翌月の3月8日に許可申請の取下げ願が提出されてございます。

なお、それ以降、建築基準法に対する申請は行われてございません。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 3点、再質問させていただきます。

1点目として、今回、一般質問を行うに際して、私なりに計画地であったと思われる土地を見てきました。付近には県緑花センター、根来山げんきの森や根来公園墓地、隣接には本市の水道タンクが設置されており、また前面の大型農道から現地が見えなく、広大な山の中であり、何を設置されても分からない場所であると感じました。

そこでお尋ねいたします。今回、計画を断念した土地について、現在、市において現地の確認をされていると聞きましたが、再度もう一度伺いたします。

次に2点目として、今回、計画が取りやめた土地は、先ほどの廃掃法及び建築基準法以外の申請は提出されていなかったのでしょうか。

次に3点目として、先ほども申し上げましたが、事業計画書や関係住民に対しての説明会の開催、関係住民からの意見対応、環境保全に関する協定の締結等で、1つでも対応できない場合、県は申請書を受理しないのか、再度お伺いたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員の再質問にお答えします。

まず1点目、市は現地を確認しているのかという部分につきましてお答えします。

市の不法投棄パトロールや地域で組織する生活環境連絡協議会による環境パトロールにより、定期的に巡回パトロールに努めております。また、先ほどもお答えしたとおり、県に対しても適正な監視の要望を行っております。引き続き定期的な巡回パトロールに努めてまいります。

2点目の廃掃法、建築基準法以外の申請は提出されていないのかにつきましては、県に問い合わせたところ、廃掃法、建築基準法以外の申請は提出されていないと伺っております。

3点目、県は条例をクリアできない場合、県は申請を受理しないのかについてお答えします。

繰り返しになりますが、先ほどもお答えしたとおり、事業者から県に申請があれば受理し、法に基づく許可の基準等の規定に適合しているものであれば、許可せざるを得ないとのこと。あとは許可権者である県の良識に任せることとなります。

○田中議長 再々質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点、再々質問させていただきます。

現在、現地の確認をされているということで一安心いたしました。今後も市においては市民の感情に寄り添っていただくためにも、月に一度でも結構ですので、現地の確認を行っていただきたいと思いますが、市の見解を再度お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 今後も定期的にパトロールを行ってくれるのかということで、引き続き市の不法投棄パトロールや、地域で組織する生活環境連絡協議会環境パトロールなど、定期的に巡回パトロールを行ってまいります。

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は地域防災訓練についてと、岩出市巡回バスについての2点お伺いいたします。

最初に、地域防災訓練についてです。

新型コロナウイルス感染も第5類となり、岩出市地域防災訓練が4年ぶりに開催となりました。今回の訓練は、巨大地震が発生し、震度6の観測を想定、迅速な防災活動が行われるよう、初動体制の強化を目的に、市民・地域の防災意識向上と災害に対応できる技術と知識を養うため、市内7会場で実施されました。本市からの案内といたしましても、事前にウェブサイトや広報紙、各自治会等に告知し、市民に対して啓発活動を行っておられました。一部の自主防災組織では、当日の各ご家庭での滞在予定人数を掌握し、サイレンとともに玄関前に出てもらい、白いタオル

を玄関に結んでから、訓練場所に移動できる方は一緒に訓練に参加するといった、当日の行動予定を独自に案内されているところがありました。

そこで1つ目の質問です。避難訓練終了後、本市から各自主防災組織に対し、報告を求められたとのことでしたが、どれくらいの報告件数があったのでしょうか。

2つ目の質問として、新型コロナ感染以降、避難所では密を避けるために、避難者同士が距離を取る必要があるとのことから、パーティションの数も増えるなど、様々な備品の完備も増えてきたかと思いますが、現在、避難所での対応はどこまで可能となっているのでしょうか。

そして、災害発生時に情報入手や避難行動において制約を受けやすい高齢者、障害者、病弱者、乳幼児、妊婦、外国人などは、災害時要支援者と呼ばれ、こうした人々は被害を受けやすいとされています。そして、安全な場所へ避難行動や避難所での生活において大きな困難が生じます。災害時要支援者に対する支援は、地域社会における重要なテーマの1つであり、この災害時要支援者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、特に支援を要する方々を避難行動要支援者と呼び、2021年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成を市町村の努力義務とされております。本市においても避難行動要支援者支援事業を立ち上げ、災害発生時及び発生するおそれがある場合に、要支援者の情報を関係機関及び地域が共有し、地域防災組織の向上に取り組んでいただいております。

3つ目の質問ですが、今回の避難訓練において、高齢者など避難場所に行けない方への対応はどうだったのでしょうか。

4つ目に、白いタオル運動は、災害発生時、この家には救助を必要とする人はいないということを示すため、玄関や窓、軒先や郵便受けなど、外から一目で分かるところにタオルを結びつける運動です。我が家は安心です。ほかの方を助けてくださいとの意味で、災害時の生存確認の時間短縮になります。当日、私も参加させていただきました。避難訓練所までの道中、玄関先に白いタオルをかけているお宅は見かけなかったのです。避難訓練所に集まった人数も、以前に比べ少なかったとのこともお聞きします。特に地区の役員さんや高齢者の方などが多く、若い子供連れのご家族がほとんどなかったように感じました。当日の参加人数と避難訓練の内容、白いタオル運動について、市の見解をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員、1番目のご質問、地域防災訓練についての1点目、自主防災組織からの報告件数は、についてお答えいたします。

防災訓練時に自主防災組織へ依頼しました訓練参加者数の集計では、白いタオル運動の実施戸数は1,130件、サイレンが鳴ったら玄関先へは1,081人となっております。

次に、2点目の現在避難所での対応はどこまで可能となっているのかに、についてお答えいたします。

各避難所における備蓄資機材の整備状況は、防災資機材として、毛布や簡易トイレをはじめとする78種類、総数10万点以上の資機材を市内小中学校や各地区公民館などに置いて分散備蓄し、計画的に整備を進めているところでございます。また、避難生活の負担軽減を図るための段ボールベッドは、堀口の交通公園において一括備蓄し、各避難所への搬入を想定しております。

備蓄食料につきましては、アルファ米や保存用備蓄パンなどを約2万5,000食相当備蓄しており、防災資機材と同様、市内小中学校や各地区公民館などにおいて分散備蓄しております。地域防災計画では、巨大地震が発生した場合の1日後の岩出市内の避難者数は約1,300人と想定されており、1日3食で、日に約3,900食が必要となります。避難者は徐々に増加することが予想されていますが、市では約2万5,000食分相当を備蓄しており、3日程度の備蓄は備えられていると考えております。

次に、3点目の高齢者など避難場所に行けない方々への対応は、についてお答えいたします。

自力避難の困難な方に対しては、個別避難計画により対応することとしていますが、防災訓練におきましては、協力者になり得る方に対して訓練を行っていただくことにより、発災時に備えていただいているところでございます。

次に、4点目の当日の参加数、避難訓練の内容及び白いタオル運動について、市の見解は、についてお答えいたします。

地域防災訓練は、災害発生時、逃げ遅れ者を出さない、また逃げ遅れ者の早期発見につなげるため、地域での避難場所の確定と把握を行い、自主防災組織、区自治会、消防団及び関係機関と連携を取り、初動体制の確立を図ることを目的に実施いたしました。

当日の市内各会場への参加者は656人です。訓練内容については、応急救護訓練

や防災講話を中心に、初期消火訓練、防災関連展示を実施していますが、毎回見直しを行っており、より防災意識の向上に資するものを実施したいと考えております。

市としましては、引き続き逃げ遅れをなくするため、1歩でも外に出ることで逃げる行動につなげるよう、サイレンが鳴ったら玄関先へや、逃げ遅れ者の早期発見につながる白いタオル運動を実施することで、防災意識の維持向上に努めたいと考えております。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 1点、ご質問したいと思います。

参加人数について656人だったということですが、過去の開催人数と比べ10分の1にも満たない参加人数です。コロナの状況もあって4年ぶりということであったのかと思うんですが、市民の皆さんに周知が行き届かなかったとお聞きしましたが、子供連れの若いご家族の方たちにも興味を示してもらえる内容、こういうところも取り入れる必要があるのではないかというふうに思います。例えば、親子で楽しめる防災ゲームや、先日行われました12月9日に市役所駐車場内で行われました岩出市交通安全フェアのような、消防車両、また自衛隊車両などの展示や、地震体験車でのリアルな体験、また以前にも一般質問させていただきましたけども、自動車メーカーによるEVを使った災害時の給電利用方法など、訓練会場とは別に特別会場などを設けての開催など検討が必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

参加者アンケートでは656名中645名の方に回答をいただいて、年齢は60代、70代、で6割以上となっております。コロナ禍で4年ぶりの全体開催となったため、参加者人数が大幅に減少いたしましたことは認識してございます。まずは広報等での周知を強化し、参加者の増加を優先に行っていきたいと考えております。また、子供や若年層の方に関心を持っていただけるような取組も今後検討して実施していければと考えてございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2つ目の質問いたします。

岩出市巡回バスについてご質問いたします。

岩出市内を巡回するコミュニティバスは、西巡回コース、中央巡回コース、東巡回コースと、それぞれのコースを岩出市役所発着として、午前3便、午後5便と巡回しております。高齢者をはじめとする交通弱者の方が、買物や医療機関などへの日常生活の移動手段として利用されているとお聞きしております。

今回の質問に当たり、巡回バスの時刻表を入手しましたところ、平成28年4月1日改正版と記載されております。岩出市制発足以前からの事業と思うのですが、過去の改正歴について教えてください。

そして、より一層の利用者増及び満足度向上を図るため、平成3年に巡回バスについてアンケート調査を実施しております。利用者の大半が高齢者中心となっている現状から、幅広く巡回バスの周知を図るとともに、今後の利用者増のため検討材料にするということでしたが、このアンケート調査の結果から、市の見解についてお聞かせください。

そして、最近、高齢を理由に免許の返納された市民の方から、あいあいカードを取得し、巡回バスを利用しているのだが、目的地に行くときは発車時間に合わせた準備をするので問題ないんですが、用を済ませて帰路につくときに都合のよい時間帯にバスがないことが多いということです。そんなときバスが来るまで座って待つことのできるベンチが、ほとんどのバス停に見かけることがないとのこと。私もバス路線図を巡って、市内、少し回ってみたのですが、当然、設置不可能な場所に停留所があったり、歩道上に停留所があってベンチを設置すると歩行者等の妨げになるところもございましたが、岩出図書館や公民館、公共施設にすら設置されていないのが現状です。地域のご厚意で設置していただいているところもありながら、いかがなものかと思うのですが、現在の巡回バスの停留所はどれだけあって、そのうちベンチの設置はどれだけあるのでしょうか。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員ご質問の1点目、巡回バス時刻表の過去の改正履歴につきましては、平成28年の変更も含めると、過去に4回実施しております。

次に2点目、令和3年3月のアンケートでよろしいですかね。調査の市の見解は、につきましては、集計結果から、巡回バスの運行目的である高齢者をはじめとする

交通弱者の買物、通院などの地域内での日常生活の移動手段としての利用が多いことが分かりました。今後は、高齢者の進展に伴い、運転免許返納等により交通手段を持たない方の利用が増加していくことが考えられますので、巡回バスの運行継続は必要であり、併せて紀の川コミュニティバスや大阪方面路線バス、JRなど、市域を越える公共交通手段の確保・維持についても、他市や交通事業者との連携を図り、利用促進に取り組んでいく必要があると考えております。

さらに、巡回バスを知っている人が利用したことがないという人も多くいることが分かり、時刻表の配布や、バス停等における見やすい路線図や、時刻表の表示など、利便性の向上にも取り組んでいく必要があると考えております。

また、巡回バスが無料で乗れるあいあいカードを知らない方が多数おり、同カードの普及するため周知を図ってまいります。

本アンケートで得られたご意見等につきましては、今後の利便性向上及び利用者増加に向けた取組の検討材料として活用してまいります。

なお、現在、岩出市域全体に関する交通機関を含めた地域公共交通計画を策定し、パブリックコメントを実施しているところです。また、交通機関のハブとなるJR岩出駅を中心とした交通網の再構築に関しても、調査研究の検討を行っているところでございます。

次に、3点目の停留所の数と、そのうちベンチ設置の数については、停留所の数は、西巡回コースで42、中央巡回コースで40、東巡回コースで36でございます。この数はそれぞれのコースを1周したものを数えております。なお、重複を除いたバス停総数は95となっております。また、ベンチの設置数につきましては、市役所バス停と総合保健福祉センターバス停に設置しております。ベンチの設置場所につきましては、道路や歩道は安全等の観点から道路占用許可が必要であり、事故が起きたときの責任問題の関係から、設置が困難なバス停が多いとは考えますが、設置可能な箇所について検討してまいります。なお、公共施設への設置につきましては、その施設の管理者と相談して検討してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 3点、ご質問したいと思っております。

巡回バスの時刻表の改正は、今回の改正版で4回目だとのことでした。平成28年4月が最新版ということですが、紀の川市コミュニティバスは令和3年1月改正、大阪方面バスは令和4年4月改正となっております。岩出巡回バスから乗り継ごう

としたときに支障なく乗り継げるのでしょうか。

2つ目に、道路や歩道に道路占用許可が必要で、ベンチの設置は考えていないとのことですが、桜台や紀泉台内の歩道は市の管理であると思うのですが、歩道上であってもベンチを設置した後、歩行者等の妨げにならないよう、小スペース型のサポートベンチなど、工夫を凝らす方法もあると思うのですが、自治体によっては、設置に予算がかかるとのことで、企業や商店にスポンサーとなってもらい、前向きに取り組んでいるところもございますが、その点についていかがでしょうか。

3つ目に、公共施設への設置について、前向きにご検討していただけるということですが、公共施設とは具体的にどこのバス停なのかお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員の再質問の1点目でございます。

乗り継ぎに関しまして、市巡回バスのダイヤにつきましては、一部の時間帯に、他の交通機関との乗り継ぎに若干の時間を要する便もございます。現在のところ、改正の予定はございませんが、利便性の向上につながるよう、課題も含め、さらに研究を行ってまいります。

次に、2点目の市道へのベンチ設置とスポンサー制度についてでございます。

歩道利用者とベンチ利用者の双方の安全を確保する必要がございますが、設置が可能と考えられる箇所に関しましては、法令等に従いながら、できる限り設置について検討してまいります。

次に3点目でございます。ベンチ設置の公共施設はどこかということで、公共施設に近いバス停は公民館や図書館などをはじめ、全部で19か所ございます。ベンチが設置可能かどうか、今後検討してまいりたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時35分から再開いたします。

休憩 (10時18分)

再開 (10時35分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一問一答方式で、今回、3点についてお聞きいたします。

おくやみコーナー設置についてと、市民ニーズに応える公民館についてと、AEDについて、この3点について質問いたします。

まず初めに、おくやみコーナー設置についてです。

おくやみコーナーにつきましては、令和元年12月の議会で取り上げました。その後、市民の方から、身内の者が亡くなって、市役所に何回も足を運び、何か所も回らないといけなかった。仕事も行かないといけないし、短時間で済ませられるようにできないのか。コンビニで住民票や印鑑証明が取れる時代だし、スマートフォンで申請すれば、市役所で書類を用意しておいてもらえないのかとの声が寄せられています。

そこで、インターネットで調べると、おくやみコーナーが、ここ数年で全国の自治体に広まったことが分かりました。これまでのお悔やみ手続では、大切な方を亡くされたご遺族が市役所内の複数課の窓口を回り、幾つもの申請書に住所、氏名などを記入したり、窓口で待ち時間が発生したりと、申請にかかる時間だけでなく、ご遺族にとって心身的にも負担の大きいものでありました。市職員があらかじめ個人の氏名や住所を印字した書類を準備することにより、ご遺族は、来庁した際の記入作業や待ち時間の短縮だけでなく、手続にかかる心身の負担軽減にもつながります。

本市ではDXを推進されており、業務の効率化を図り、住民に対する行政サービスの向上を目指す取組をされていると思います。その点を踏まえまして、4点質問いたします。

1番目に、死亡届の件数について、直近5年間をお聞かせください。

2番目に、死亡届出後の手続はどのようなものがあるのでしょうか。

3番目に、内閣官房IT総合戦略室が、おくやみコーナー設置自治体支援ナビを提供していましたが、現状についてお聞きいたします。

4番目に、遺族の気持ちに寄り添い、おくやみコーナーを設置する考えについてお聞きします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員、1番目のご質問、おくやみコーナーの設置についての1点目、死亡届件数の推移は、についてでございます。

平成30年度が422人、令和元年度が437人、令和2年度が443人、令和3年度が480人、令和4年度が546人の方がお亡くなりになっております。

2点目、死亡届提出後の手続はどのようなものがあるのかについてでございます。

死亡に伴う手続につきましては、市民課において、死亡届届出後の諸手続一覧をお渡ししてございます。ご遺族の方につきましては、後日、各課において必要な手続をお願いしております。税務課では納税等の変更手続、社会福祉課では障害者手帳の返還手続、保険介護課では国民健康保険、後期高齢者医療の資格喪失手続や葬祭費申請手続、国民年金、介護保険の資格喪失手続、上下水道業務課では給水装置使用者変更手続などがございます。

3点目の、内閣官房IT総合戦略室が、おくやみコーナー設置自治体支援ナビを提供していたが、現状はどうかについてでございます。

おくやみコーナーを設置する市町村支援については、過去にIT総合戦略室の情報発信サイトにおいて掲載されていましたが、2022年6月30日をもって更新を停止しております。経験がない職員でも遺族に必要な手続を案内できるよう支援するものですが、ワンストップを前提につくられており、かなり細かい点まで質問項目が設定されています。これを実際に本市で導入した場合、遺族の方に質問や確認等のご負担をおかけすることになります。また、1人の職員が全ての手続を対応することは難しく、ご遺族にかえってご迷惑をおかけすることになる可能性もあり、活用については、現在のところ考えてございません。

4点目、遺族の気持ちに寄り添い、おくやみコーナーを設置する考えは、についてですが、現在のところ、ワンストップでのおくやみコーナーの設置は考えてございませんが、できるだけご遺族の負担を軽減し、手続の簡素化を図るなど、サービスの向上につなげるため、本市としてどのような形を取るべきか、先進自治体の情報を収集し、進めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 再質問3点、質問いたします。

ワンストップを前提につくられていて、かなり細かい点まで質問事項が設定され

ているとのことですが、どのような質問事項が設定されているのかをお聞きします。

次に、スマートフォンを使わない方が電話で予約を行い、当日は各課の職員があらかじめ個人の氏名や住所を印字しておくだけでも、同じことを何度も書く必要がなく、行政サービスにつながると考えますが、市の考えをお聞かせください。

3点目に、身寄りがいない方が亡くなった場合の各種手続はどうなるのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

ワンストップを前提につくられた設定の質問項目なんですけども、第一段階の質問事項では、亡くなった方の生年月日、亡くなった日、世帯主であったか、配偶者はいたか、養育している児童がいたかなどの基本情報のほか、健康保険情報、公的年金受給の有無、納付されていた税情報など、9項目があり、その後、追加で各項目について、第二段階の質問が複数設定されております。

次に2点目です。電話予約を行って印字をしておくということですが、今後、サービスの向上につなげるため、死亡届提出後の手続について、関係各課と協議し、前向きに検討してまいりたいと考えてございます。

次に3点目です。身寄りのない方、亡くなった場合です。身寄りのない方につきましては、家屋管理人が死亡届の届出人になり、手続を行っていただいております。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目の質問いたします。市民ニーズに応える公民館についてです。

公民館は、市民の生涯学習の拠点として、社会教育法に位置づけられた社会教育や生涯学習を推進する施設であり、地域の身近な学びの場として、また地域の交流の拠点として、地域に欠かすことのできない役割を担っています。

また、様々な人々をつなぐネットワークの要として、さらなる期待が寄せられているところです。本市においても、公民館は成人講座、ふれあい学級、自治会の集会、文化教室等の開催で、市民にとって身近な存在である一方、災害時には避難場所として頼りにする施設でもあります。

そこで3点質問します。

1番目に、公民館では自習ができると聞いていますが、自習室の利用者数についてお聞きします。

2番目に、災害時の情報伝達手段としてWi-Fi環境の整備が重要とされています。体育館や公民館など、避難所、避難場所に指定された防災拠点や被災場所として想定される公的拠点では、避難所Wi-Fiの設置が進んでいます。異常気象による経験したことのない豪雨災害、甚大な被害をもたらす地震災害など、災害時は多くの住民が戸惑い、確かな情報を必要とします。避難所において、時々刻々と変わる災害状況をタイムリーに届けることは的確な避難行動を促し、多くの住民を安心させさせることにつながります。避難場所となっている公民館のWi-Fiの整備はどうかをお聞きいたします。

3番目に、本市には公民館が8施設ありますが、午前中から開館しているのは、岩出地区公民館、上岩出地区公民館、中央公民館の3施設だけです。あとの5施設は午後からの開館となっていますが、どの公民館も午前中から開館してほしいという市民の声があります。公民館によって開館時間が違うのはどうしてなのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員の2番目のご質問にお答えいたします。

1点目の自習室の利用者数についてですが、公民館での自習につきましては、図書室を設けていない船山地区公民館を除き、原則として、公民館内にある図書室をご利用いただいているところです。なお、中央公民館と上岩出地区公民館の図書室は岩出図書館の分室となっており、中央公民館では自習での利用を可としておりますが、上岩出地区公民館では不可となっていることから、別に自習室を設けております。自習に限定しての利用者数は把握しておりませんが、管理人から話を聞きますと、中央公民館以外の図書室では、そのほとんどが自習のための利用であるとのことであり、令和5年度では、4月から11月末までで6館合計1,031人の方にご利用いただいております。

次に、2点目のWi-Fiの整備についてですが、議員ご指摘のとおり、公民館は避難所になっていることや、利用者の利便性の向上ということから、整備を検討したところではありますが、老朽化が進んでいる公民館におきましては、長寿命化を図るための外壁の改修や空調設備の改修などに優先的に取り組んでいるところで

あり、現在のところ、W i - F i 環境の整備をする予定はありません。なお、費用対効果や他の公共施設の整備状況なども考慮しながら、引き続き検討はしてまいります。

次に、3点目の開館時間が違うのはなぜかについてであります。議員おっしゃるとおり、市内8館ある公民館のうち岩出地区、上岩出地区、中央の3館は午前から開館。山崎地区、紀泉台地区、根来地区、桜台地区、船山地区の5館は午後からの開館となっております。以前は、全ての公民館において午後からの開館としておりましたが、ご要望があったことや、図書室が岩出図書館の分室となったことなどを考慮して、現在の状況となっております。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2点お伺いいたします。

1点目、午前の利用状況についてお伺いします。

2点目、岩出市公民館設置及び管理条例施行規則第3条には、公民館の開館時間は午前9時から午後9時までとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができるのとあります。午後からのみ開館している公民館は、教育委員会が特に必要と認め、午後からの開館になっているということだと思えます。必要と認める理由は何かについてお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目の午前中の利用状況ですが、午前中から開館している3館における午前中の利用状況ですが、全体でおおむね3割程度、利用が少ない調理室を除いても4割には満たない程度の利用にとどまっております。

次に、2点目の規則に定める開館時間を変更する必要と認める理由は何かについてですが、午前中から開館している3館における午前中の利用率が4割に満たないことから、効率的、効果的な運営を考え、3館のみ午前中の開館としております。

今後も利用状況や市民の皆様からのご要望などに応じて、引き続き開館時間について検討するとともに、市民の皆様が利用しやすい公民館となるよう、施設整備を行うなど、適切な管理運営に努めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長　これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員　3番目のAEDについてお聞きいたします。

突然心臓が止まった人の救命率は、何もしないと1分間に約10%ずつ低下するとされています。心停止の人を救うために、私たちができることは、主に119番通報、胸骨圧迫、心臓マッサージのことですね、あとAEDによる電気ショックがあります。救急隊が到着するのは、通報から平均8.9分かかると言われております。救急隊の到着を待っていたのでは、8%の人しか救えないことになります。突然の心停止からの救命には、迅速な心肺蘇生、特に胸骨圧迫、心臓マッサージとAEDによる電気ショックが重要です。心停止の現場に居合わせた人が、胸骨圧迫を行うことで約2倍、AEDを用いた電気ショックでさらに2倍、救命率が高まります。心停止が起こった現場で、胸骨圧迫とAEDを用いた電気ショックを行うと、半数以上の人の救命をすることができるということです。

多くの方は、地域の防災訓練や職場や学校でAEDの使い方を学んだことがあると思います。心停止の現場に居合わせたときは、勇気を出して学んだことを実践することにより命を救えます。ただ、AEDを必要とするのは、日中とは限りません。24時間必要なときは、いつでも使用可能であるということが大事です。

そこでお伺いいたします。1番目に24時間対応のAEDの個数と場所をお聞かせください。

次に、医師などで作る日本AED財団は、誰でも無料で使えるアプリを開発しました。アプリには最寄りのAEDを検索する機能があり、クリックすると、現在地から最も近くにある3つのAEDの場所を表示してくれます。緊急で使いたいとき、AEDを探す時間を大幅に短縮できます。この最寄りのAEDを検索する機能のあるアプリを普及啓発してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

3番目に、全国的に24時間AED使用できる公共施設が増えてきています。本市でも、公共施設において、24時間AEDが使用できるよう対応していただきたいと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○田中議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長　奥田議員ご質問の3番目、AEDについての1点目、24時間対応のAEDの個数と場所は、についてお答えいたします。

岩出市内のAEDの設置状況は、一般財団法人日本救急医療財団のAEDマップによりますと、公共施設や民間の事業者も含め、昨日現在で109か所に設置されております。このうち市が把握している24時対応のAEDは7か所であり、設置場所は、市役所、総合保健福祉センター、岩出警察署、根来交番、畑毛交番、岡田交番、那賀消防組合消防本部となっております。なお、岩出市内には24時間営業しているスーパーはほとんどありませんが、新しくできた24時間営業のスーパーにはAEDが設置されており、24時間対応が可能と聞いております。

続いて2点目、最寄りのAEDの検索機能のあるアプリを普及啓発してはどうかについてでございますが、本市では市ウェブサイトからAEDの場所が検索できるよう情報提供しておりますが、いどこにいてもAEDの設置場所が確認できるという利点から、議員からもございましたが、日本救急医療財団のスマートフォン対応の無料アプリが登録できるよう、市ウェブサイトに掲載したところでございます。

続いて3点目、公共施設において、24時間AEDが使用できるよう対応すべきと考えるが、市の見解は、についてお答えいたします。

市では、市役所をはじめ教育施設など、41施設にAEDを設置しております。このうち、24時間対応できるのは、対応できる職員や日直、守衛等がいる市役所と総合保健福祉センターの2か所となっております。他の施設においても職員等が勤務している時間帯については、外部の方にもAEDを使用していただくことが可能となっております。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2点、再質問させていただきます。

まず、AEDの使用の際、女性への配慮が必要と考えます。自治体によっては三角巾をAEDケース内に設置しているところもあります。本市でも導入してはどうか、市の見解をお聞きいたします。

2点目に、24時間対応については、市では41施設にAEDを設置してはいますが、施設の中に設けて設置しているために、職員や日直、守衛がいる、その施設に限られるということですので、職員や日直、守衛の方がいなくても使用できるように、屋外に設置する、そういう自治体が増えてきておりますので、本市では、この屋外に設置することについて、どのように考えておられるのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目について、AEDを使用する際の女性等への配慮から、三角巾をAEDケース内に設置する自治体が増えていることは把握しております。三角巾はパッドを貼った後に上半身にかけることで、プライバシーを保護することができることから、今後、関係部署とも協議の上、公共施設のAED内への設置をしてみたいと思います。すみません、AED内への三角巾の設置をしてみたいと思います。

続きまして、2点目についてですが、AEDを屋外に設置することは、いつでも誰でも使用できるというメリットがある一方、AEDが正常に作動するためには、防じん・防水性能を有し、ボックス内の温度管理もできる専用の屋外用収納ボックスが必要となり、費用がかかることや盗難防止等の管理上の課題もあります。AEDの屋外設置については、先行して実施している自治体等の状況を今後、研究してみたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告4番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、2点について一般質問を行います。一問一答方式にて質問を行います。

まず初めに、すくすく赤ちゃん紙おむつ等支給事業についてであります。

この制度は、物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備、支援するため、今年4月以降に誕生した新生児に1万円相当の紙おむつ、お尻拭きシートなどを支給する制度です。対象は、令和5年4月1日から12月31日までに生まれた赤ちゃんとなっております。

赤ちゃんが生まれると、家族が増えるため、通常の家計もアップします。水道代、光熱費、そして食費なども、それ以外に、赤ちゃんに関わる必要な用品や消耗品など多数そろえなければなりません。この消耗品の紙おむつ、新生児が使用する紙おむつ1か月、どれぐらいかかるのか、平均で月5,000円ほどかかります。お尻拭きも平均で月3,000円、これ以外にミルク代もかかってくる場合もあります。こうした費用を考えると、物価高騰対策として行われた、すくすく赤ちゃん紙おむつ等支

給事業は、本当に助かるものであると思います。

そこで1点目に、支援の効果と市民の反応はどうかという点をお聞きいたします。

2つ目は、この制度は、年内12月31日までに生まれた赤ちゃんまでを対象としています。しかし、物価高騰状況は現在も続いており、大変な状況は何も変わっておりません。支給事業継続は行うべきではないかと考えます。継続の考えをお聞かせください。

3つ目は、岩出市は、経済対策の観点から、おむつ等の支給の事業が行われました。今、育児用品が毎月届く定期便、これ実施自治体が増えてきています。実施自体の目的は、子育て支援の重要な施策の1つ、親子を孤立させないこと、その視点で子育て支援施策を展開しているところです。この定期便について、実施自治体の取組状況と取組内容はどのようなものなのか、お聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、すくすく赤ちゃん紙おむつ等支給事業についての1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

本事業は、赤ちゃんの健やかな成長を願い、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を応援するため、令和5年6月1日から実施しています。令和5年11月末現在で、対象者175人に対し、赤ちゃん訪問時に紙おむつとお尻拭きのセットを手渡ししております。お母さん方からは、助かります、うれしいです、ありがとうございます、などの声をたくさんいただき、大変好評であり、経済的支援としても喜ばれております。

このようなニーズも踏まえて、事業を継続して実施していきたいと考えているところです。事業の内容につきましては、岩出市では、事業者へ委託し、配達してもらう方法ではなく、助産師や保健師の専門職が赤ちゃん訪問時に手渡し、寄り添う伴走型相談支援を目的として、訪問時に手渡す方法を継続したいと考えております。また、紙おむつの種類は、実績が多かった2種類からとし、今後も継続していく考えから、1人当たりの金額についても、1万円相当から5,000相当にする方向で考えているところです。

続いて、3点目の育児用品が毎月届く定期便の実施自治体の取組状況と取組内容ですが、和歌山県内では、新宮市が子育て用品支給事業として、1歳未満の子供がいる家庭を訪問し、紙おむつやお尻拭きなどを3か月に1回届けていると聞いております。他府県では、1企業とタイアップして、安心定期便という事業名で、紙お

むつやお尻拭き等を配達してもらったり、事業者に委託し配達してもらうなど、各自治体での取組となっており、ありがとうございます。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 継続するという答弁をいただきました。ただ、岩出市は、今回、経済対策として行われたわけなんですけど、経済対策というのは、経済状況によって変わってくるものです。経済状況に関わらず、こうした支給事業というのをずっと末永く続けるのかどうかという観点をお聞きをしたいんです。

手渡しということを言われたんですが、いろんな自治体、様々な状況に合わせてこの制度をやっておられます。もちろん岩出市としては、こんにちには赤ちゃん訪問、それと同時に、顔をつないで、しっかりと状況も把握しながら、子育てを岩出市でやってもらうために、安心してできるために、顔を合わせることによって、少しでも安心してもらうということが行われています。そのときに、こうした手渡しの事業というのをやっぱり永遠に、永遠というか、ずっとやっていただくということが重要になってくるのではないかと。いただいたほうもやはり応援されてるという気持ちになるんです。そうした点では経済状況の変化によって、これが終わることなく、末永く続けるものなのかどうかという点をお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えします。

経済状況に関わりなく末永く続けていくのかということですが、経済状況も把握して、それから交付金等もごさいます。今回、交付金が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となるんですけども、この交付金を活用して、事業内容が決まり次第、経済的状況とか、いろんな現在の状況も判断して、これからずっと続けていくかどうか、交付金の状況とか経済状況を判断して考えてまいりたいと思います。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 結局、交付金の関係になってくると思うんですけど、これ金額、今1万円ですけど、5,000円にされるということですよ。大体、今現在で170人ほどですか、175人、対象者ですね。掛け算したらいいんですけど、大体幾らですか。

私、当然、交付金を活用してやるということは、交付金がなくなったら止まると

いうんじゃないのかなということ懸念するんですよ。やっぱり独自性、いろんな自治体が定期便としてやっている。毎月行っているのいいかどうか、1回、渡すのいいのかどうかというのは、それぞれの自治体によって違うと思うんですが、やり方は。ただ、やはりやることによって、子育てを応援されているという瞬間と、子育て、子供が増えることによって、家計の状況でも経済的にも支出が増えるという点では、応援するという意味では、物すごくいい施策だと思うんですよ。そういう面ではやはり続けるべきではないかと考えますが、その点、もう一度答弁を求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えいたします。

5,000円で175人といたしますと、87万5,000円ということになります。これを続けるかということでございますが、岩出市では、育児支援や不安の軽減につながる伴走型相談支援を目的に、赤ちゃん訪問時に手渡す方法で継続したいと考えております。今後も、現在の事業の状況を判断し、これから続けるかどうか検討してまいりたいと考えております。

○田中議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目は、带状疱疹ワクチンについてであります。

带状疱疹について、最近メディアなどでも取り上げられ、近年、罹患する割合が増加傾向にあると言われております。带状疱疹は、体内の水痘、带状疱疹ウイルスが活動を再開することで発症します。主に子供の頃にこのウイルスに初めて感染すると水ぼうそうを発症します。そして、水ぼうそうが治った後も、ウイルスは脊髄から出る神経節という部位に潜んでいます。ふだんは、体の免疫力によってウイルスの活動が抑えられているため発症することはありませんが、免疫力が低下すると、ウイルスは再び活動、増殖し始めます。そして、ウイルスは神経の流れに沿って、神経節から皮膚へと移動し、帯状に痛みや発疹が出る带状疱疹を発症します。

带状疱疹の発症には加齢が関係しており、日本人では50代から带状疱疹の発症率が高くなります。50代、60代、70代と発症率は増加し、80歳までに約3人に1人が带状疱疹になると言われております。带状疱疹になった患者さん全体のうち約7割が50歳以上です。しかし、残りの3割には20代から30代も含まれており、若い人でも

発症する可能性があります。

帯状疱疹発症率は年々増加しており、例えば、60歳以上の年齢層では、1997年から2017年までの21年間で発症率が約1.5倍に増加していることが確認されています。これは宮崎県の調査です。帯状疱疹の症状には個人差がありますが、強い痛みや皮膚の症状は主に体の左右のどちらかに見られ、3週間から4週間ほど続きます。市民の方にも、帯状疱疹に罹患し、長い期間、ぴりぴりと針を刺すような痛みを苦しんでいる、悩んでいるといった声、帯状疱疹後遺症に悩んでいる方もいらっしゃいました。

また、ワクチンがあることを知らなかった。罹患して病院で初めてワクチンの話を聞いた。受けとけばよかったと後悔の声も聞かれます。そして何より、受けたくても高くて受けられない。助成があったらなというたくさんの方がいます。

岩出市では任意接種となっているため、周知や接種の推進は行っておりませんが、帯状疱疹の罹患率を下げれば、高い投薬や処置の回数も減らすことができるのではないかと考えることができます。何より市民の方が痛みを悩む前に、重症化を防ぐために、ワクチンで予防できるのであれば、助成を行うことも必要ではないかと考えます。

そこでまず、近年、帯状疱疹が増加にあると言われるが、罹患状況についてお聞きをいたします。

2つ目に、全国の自治体280市町村ではワクチン助成を実施しています。県内でも助成を開始した自治体があります。助成実施自治体とその内容についてお聞きをいたします。

3点目は、帯状疱疹ワクチンは、シングリックス不活化ワクチンと、弱毒生水痘ワクチン（生ワクチン）の2種類があります。不活化ワクチンは2回の接種が必要で、費用は約2万円、2回接種が必要で、合わせて約4万円もかかります。生ワクチンは1回の接種で約8,000円、保険が利かないため、かなりの高額です。経済的負担を抑えるためにもワクチン助成の実施を求めますが、市の見解をお聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、帯状疱疹ワクチンについてお答えします。

帯状疱疹は、最近では20代から40代の若い世代でも増加傾向にあると聞きますが、

一般的な発症率は、50歳以上で増加し、80歳までに約3人に2人がかかるとされており、高齢者や免疫力が著しく低下した方が発症しやすいと言われています。

まず、1点目の近年の帯状疱疹の罹患状況についてですが、帯状疱疹が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、いわゆる感染症法に届出疾患と定められていないため、市では罹患状況を把握しておりません。

続いて、2点目の県内の帯状疱疹ワクチン助成実施自治体とその内容は、については、和歌山県内で帯状疱疹ワクチンの助成を行っているのは、田辺市、印南町、みなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町の6自治体になります。

助成の内容につきましては、助成の対象年齢を50歳以上としているのが4自治体で、自治体によっては5歳刻みや年齢の条件を決めており、あとの2自治体は、65歳と70歳を対象としております。

助成額については、ほとんどの自治体が4,000円を助成しております。助成内容の一例を申し上げますと、田辺市では、対象年齢が65歳と70歳で、助成額1人1回のみ4,000円となっております。

続いて3点目、帯状疱疹ワクチンの助成実施を、についてお答えいたします。

帯状疱疹ワクチンについては、現在、国の予防接種審議会において、定期接種化に向け議論されているところでございます。現在は希望する方が各自で受ける任意接種となっておりますので、市から費用を助成する考えはございません。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 罹患状況については、把握していないという答弁でした。では、近年、帯状疱疹について、罹患する割合が増えているというような形の認識というのはお持ちかどうかという点をまず聞きたいと思っております。増えているという状況についての認識ですね。

2つ目は、和歌山県では6の自治体がやっているということを答弁していただきました。まず、田辺市さんは、2022年の4月から開始をされています。全ての自治体の担当課に問合せをしたところ、田辺市さんは、医師会のほうから要望があったということなんです。強い要望があった。そこにはなぜかという、患者さんが増えているという点や、患者さんがやっぱり痛みで苦しむ、長い期間、そういうことがないようにワクチンを助成してもらえないかというような点でお話があった。それを検討した結果、やはり市民が苦しんでおられるのであれば、何らかの対策を打たなければならないというので、この制度を実施したと聞いております。

そこから、印南、みなべ、白浜、上富田、すさみ、これは会議で田辺市さんがやるということを知った中で、うちとこも何とかしてできないかということで予算化に乗り出し、決済が下りたので、これを実施しているということです。

岩出市も、先ほどおっしゃったように、定期接種になってないんで、任意だから助成はしませんというふうに言われてますよね。この6市町も定期接種というのは強く望んでいます。岩出市と同じなんです。ただ、市民が3人に1人がかかる、罹患する割合が高いというのであれば、苦しむ前に何とか防げることができないかという点で、助成を設けているんです。この助成方法も、全部が同じではありません。それぞれの市町村に見合った状況、それによって変えているわけです。全国でも東京都は別にして、東京都は都が助成をしているんで、かなり多くの自治体やっていますが、それ以外にも独自で市町村単位で実施をしているところがたくさん、先ほど、東京都も含めて280と言いましたけど、これで大概が2023年4月からの実施をしているところが圧倒的に多いんです。

それぞれの接種の対象や助成内容も、それぞれの自治体に合った方法でやっている。国が定期接種になっていないから、それを待つというのではなく、私は、やはり市民の中にもかかってしまって大変な思いをしているという方が多数おられると。それを防ぐためにワクチン接種を助成を行い、ワクチンを打ってもらったり、また帯状疱疹かかったら、医療費もかなりかかるんです。というのは、軽い人はすぐに治療すれば治る方もいらっしゃるんですが、長くは痛みと耐えながら、ペインクリニックに通わないといけないような方々が増えると、とても医療費が高くなるのではないかという観点が起こってきます。

そうしたことを考えると、ワクチンを打って予防策に努めるのか、かかって長い期間を苦しめる市民の方がいらっしゃることで、また、医療費もかかってしまうことを考えれば、私は助成を行うべきではないかと考えますが、もう一度、市の答弁を求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

罹患する割合が増えていることは理解してございます。それから、医師会への要望があった場合は、市として検討するのかということについてでございますが、現在のところ、帯状疱疹ワクチンの助成について、医師会からの要望はございません。医師会からの要望の有無に関わらず、今後、国とか他の自治体の動向も踏まえて研

究してまいりたいと考えております。

国のほうでも、厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会）というところにおいて、予防接種について、定期接種に追加するワクチンをどうするのかということについて、ワクチンの効果とか、持続期間、それから導入に最適な対象年齢、2種類のワクチンの比較、安全性の位置づけなど、安全性や医学的・経済的評価等について検証し、評価が進められているところであり、このような国の状況とか、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、他の自治体の動向等も踏まえ、今後、研究してまいりたいと考えてございます。

○田中議長 再々質問を許します。

（な し）

○田中議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

通告5番目、10番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 10番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

今回は、1番目にドッグラン施設について、2番目にICT教育における健康対策について質問を行います。

まず、ドッグラン施設の需要は、過去数年間で急速に増加してきました。ペット飼育者の数が増え、大切な家族の一員であるペットの健康や幸福に対する関心が高まっていることが、要因の1つとして上げられております。都市部では、住宅やアパートで犬を飼っている人々が増えており、犬の運動不足解消や犬同士の交流や飼い主同士の社交の場として、ドッグラン施設が重要な役割を果たしています。

そこでお聞きいたします。1点目、岩出市における飼い犬の登録件数及び推移について、2点目、民間のドッグラン施設の現状について、また、令和3年3月議会でも一般質問を行いました、3点目の本市でのドッグラン施設設置の考えについてお聞きしたいと思います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 玉田議員ご質問の1番目の3点目、本市でのドッグラン施設設置の考え

についてをお答えをいたします。

ドッグラン施設については、本議会において、過去二度にわたり質問が行われております。また、他の市議会議員からも直接担当課のほうへ要望いただいているところでもあります。ドッグランの整備につきましては、議員ご発言のとおり、人とペットの共生する社会の実現に向け、全国的に進んでおり、また設置することにより様々な利点があることは承知しております。

ドッグランの環境整備につきましては、一定の広さの確保が必要となることから、過去に、紀の川河川敷において計画をしておりましたが、紀の川左岸で進めておりますパークゴルフ場とスポーツ施設が施工中であることからドッグランの計画を一時中断しておりました。このスポーツ施設が、令和6年8月にオープンのめどが立ったこと、また全国的に愛犬家の方々からドッグランの設置要望が、近年、増加傾向にあるよう、本市においても設置要望書の提出があったことから、今後、国交省と協議を進めながら、紀の川河川敷内での整備場所、施設の規模等を慎重に検討してまいりたいと考えております。

なお、その他のご質問につきましては、生活福祉部次長から答弁をさせます。

○田中議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 玉田議員ご質問の1番目の1点目についてお答えします。

本市の飼い犬の登録件数及び推移について、過去3年間で申し上げますと、令和3年度、2,851件、令和4年度、2,910件、令和5年9月末現在、2,965件と年々増加しています。なお、市内には登録されていない飼い犬もいることから、登録していただけるよう、周知啓発に取り組んでいるところです。

次に、2点目の民間ドッグラン施設、現状についてお答えします。

和歌山県に問い合わせたところ、ドッグラン施設について、登録義務がないため詳しい数については把握していないとのことでした。令和5年4月に根来の緑花センター近くに民間のドッグラン施設が1件、開業していることは承知してございます。

○田中議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議長 ドッグラン施設の設置ですが、ご答弁で紀の川河川敷内に検討しているということですが、いつ頃着工できるめどなのか、お聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再質問にお答えをいたします。

ドッグランの整備につきましては、今後、適切な設置場所と施設の構想を併せて検討する必要があり、また関係機関との調整も必要となりますので、調整がスムーズに進めば、令和6年度当初予算に計上し、諸手続き完了後、早期に着手できればと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 ICT教育における健康対策についてですが、文部科学省学校保健統計調査によると、裸眼視力1.0未満の児童生徒は増加傾向にあり、小学校で37.88%、中学校では61.23%、高等学校では71.56%と、過去最多となっていることとなっております。

過去30年ほどでパソコンやゲーム機が普及し、さらに各世帯へのスマートフォン保有率は89.9%、タブレット型端末保有率は38.7%に達するなど、スマホやタブレットが急速に暮らしに浸透しております。かつてないほどの近くを見る生活環境になっていますが、目の進化は、時代の変化に追いついていないと言われております。近視によって、さらに深刻な病気のリスクが高まるおそれが指摘されています。

考えられるのは、視野が狭まる緑内障や網膜剥離など、目の病気のリスクです。緑内障は目の奥の神経が傷つくことで視野が失われ、最悪の場合、失明に至る病気であります。

近視は、多くの場合、目の長さ、眼軸が伸びて起きると言われていますが、これまで緑内障は眼球の中の圧力、眼圧が高くなって神経が傷つくのが原因とされてきました。眼軸が伸びることで、視神経にダメージを受け、緑内障発症リスクにつながっているとのことでした。

最近の研究では、強度の近視による発症リスクは、緑内障が3.3倍、水晶体が濁る白内障が5.5倍、網膜剥離が21.5倍とされています。さらに近視などによる視力の低下が、目と直接関係がなさそうな様々な病気と関係しているという研究も報告されているようです。

現在、文部科学省のホームページに、端末利用に当たっての、児童生徒の健康への配慮等に関する啓発リーフレットが公表されています。また、児童用・生徒用と

して、それぞれにタブレットを使うときの5つの約束とともに、保護者向けにご家庭で気をつけていただくことが明示されています。

昨年9月議会で奥田富代子議員が、ICT化における子供の目を守る取組について一般質問をされ、当時の答弁では、様々な対策が既に実施されているようです。しかしながら、年々、視力低下が進んでいるようで、視力低下の要因が各家庭でのスマートフォンやゲーム機の使用だと推測されます。文部科学省の情報の活用や、各家庭との協力体制で、児童生徒の健康管理ができるように、さらに取り組むことが大切と考えることから1点目に、児童生徒の目の健康に配慮したタブレット端末使用方法についてお聞かせください。

2点目に、児童生徒の目の健康状態についてお伺いいたします。

3点目に、目の健康対策についてお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 玉田議員ご質問の2番目、ICT教育における健康対策についてお答えいたします。

1点目の児童生徒の目の健康に配慮したタブレット端末使用方法についてですが、各小中学校においては、議員ご指摘の文部科学省作成リーフレット、タブレットを使うときの5つの約束に基づき、部屋は明るくして、姿勢をよく、目を30センチ以上離して見たり、30分に1回はタブレット画面から目を離してまばたきをしたり、1時間の授業の中でタブレットばかりを使うことがないようにしたりして、目の健康を意識しております。

家庭に持ち帰った場合も同様で、学習用端末であることを意識して使用するよう呼びかけております。また、学校の保健だよりでは、各校で工夫を凝らし、ネット依存の話や、目や脳の疲れについて紹介し、チェックリストなどをつけて啓発しております。

次に、2点目の児童生徒の目の健康状態についてですが、文部科学省学校保健統計調査は、全国児童生徒の24.8%の抽出結果でありますので、本市の児童生徒が含まれているかは分かりません。

本市の各小中学校から、市教育委員会に毎年提出されております体位・疾病等結果集計表によりますと、本年度の健診結果で視力が1.0未満の児童生徒の割合は、小学生で33.4%、中学生で46.3%、昨年度と比較して、小学生では1.1%の減、中学校生では0.9%の増となっております。議員ご紹介の全国値と比較すると低い値

となっております。しかし、タブレット端末導入前の令和元年度と比較いたしますと、小学生、中学生とも1.8%の増となっております。

3点目の目の健康対策については、学校においては、引き続きタブレットを使うときの5つの約束の周知徹底と、各家庭においてはスマートフォンやゲームの利用、テレビの視聴時間などにおいて、家庭でのルールづくりの重要性を引き続き啓発してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時40分)

再開 (13時14分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、線状降水帯の防災体制について、そして防災訓練について、この2つの視点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この2点は、市民の方々と意見交換や相談を受けた際に出た話であり、今回は保護者の方が、我が子の安全を強く思う気持ちから、また大規模災害時に、市民として何とかしなければいけないという思いからだという不安や使命感から伴う疑問と私は受け止め、一般質問で訴えさせていただきたいと思っております。

そこで、市民の方々に現状を把握していただき、市政には施策、対策、改善を求めていきたいと思っております。今後、市民が安全で安心して暮らせる岩出市につながると思っておりますし、より市民の安全向上に向かうものと思っておりますので、この2点に関して、答弁してさせていただきたいと思っております。

それでは、線状降水帯の防災体制について、3点お伺いします。

まず初めに、線状降水帯とは、その名のとおり、次々と発生する発達した積乱雲が列をなし、固まりとなった積乱雲群によって、数時間にわたって、ほぼ同じ場所を通過、または停滞することによって作り出される線状が伸びる長さ50から300キロメートル程度、幅20から50キロ程度の強い降水を伴う雨域のことを言います。

ですが、発生メカニズムは未解明な点があることから、気象庁の予想技術の精度向上に向けた研究が進められているそうです。現在の予想技術で、事前に予想することが困難と言われています。現在の科学でも予想が困難であり、近年、未曾有な自然現象で、甚大な被害を起こす災害として線状降水帯の対応が各自治体でも見直されているのも事実であります。

我がふるさと和歌山でも、本年6月2日に和歌山県北部に発生した線状降水帯で想像を超える豪雨になり、和歌山県の各地域で甚大な被害が生じたことは、本市でも反省と今後につなげる検証として取り組まなければならない事項だと考えます。

そして、本年11月22日に豪雨対応として、和歌山県は、この災害に対する課題の検証結果と新たな対応を発表した防災体制の見直しを行いました。内容としましては、職員の防災体制の発令基準に線状降水帯の発生情報を追加し、災害対策本部の設置基準を2段階に見直すことで、より機動的な運用を目指し、災害の初期段階から市町村を迅速に支援するため、県職員を情報連絡員として派遣することなどの取組を進めているとのこと、岸本周平知事は、検証による見直しのポイントに、仕組みの簡素化と機動性を上げたと報道で伝えられています。これらの背景には、様々な問題点がありますが、1つに、児童生徒の安全な登下校問題もあったと思われま

す。

前文で述べさせていただいた本市を含め、和歌山県北部を襲った線状降水帯で、児童生徒の安全な登下校に関して、登校後に大雨警報が発令され臨時休校となって、大雨の中、下校するケースがあったことは、本年の6月議会で、他の議員の方々が質問し、本市も対応と安全対策について答弁されています。

しかしながら、ある保護者の方々からは本当に大丈夫なのとの不安と、いろいろな疑問を聞かせていただきました。その中で印象深いのは、当時の状況から、大雨の中、下校した際、途中までは小学校の教員が誘導したそうですが、残り数人と一緒、その後、家まで1人だったそうです。その状況が、保護者にとっては、もし1人のときに何かがあったらと思うと安心できるものではなかったという訴えは、もう一度、本市のきめ細やかな対策について訴えなければならないと思いました。

そんな中、和歌山県も線状降水帯の対応追加と防災体制の見直しを発表したこと

は、本市の今後のきめ細やかな対応、対策にも市民の注視するところと考えています。

そこで、これらを踏まえ質問させていただきます。1点目の質問ですが、県の防災体制の見直しに関して、市の見解を伺いたいと思います。

2点目は、本市の今後の対応と課題点についてお答えください。

3点目は、今後、児童生徒の安全な登下校に対する体制と課題についてお答えください。

この3点について答弁願います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員、1番目のご質問の線状降水帯の防災体制についての1点目と2点目について、併せてお答えいたします。

来年度から和歌山県の災害対策本部の設置基準が見直されるとされております。こちら二段階だった体制が一段階に整理されるということで、職員の警戒態勢と配備体制、これを一本化するということとなっております。職員の体制の発令基準に線状降水帯の発生情報を追加することとしているということでございます。

これらの見直しにより、迅速な情報収集による市町村支援の充実と連携が図られることとなり、市では、線状降水帯に関して、市民の方や関係機関への情報提供をはじめ、防災対応が今までより迅速に行うことが可能になると考えます。

防災部局では、情報収集、職員への指示や電話対応などの体制を再確認し、災害対応能力の向上に役立てたいと考えております。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 尾和議員ご質問の3点目、児童生徒の安全な登下校に対する体制と課題は、についてお答えいたします。

台風2号の影響による線状降水帯発生時の対応や、その後の対応については、令和5年6月議会で玉田議員と市来議員のご質問にお答えしたとおりでございます。児童生徒の登下校時の判断は、警報発令の有無に関わらず、各学校と協議の上、教育委員会において決定しております。下校判断としては、和歌山地方気象台が発出している警報発表時の児童生徒の安全な登下校のためにというリーフレットに従い、下校するのか、学校待機するのか、判断しております。さらに、各小学校では集団下校となった場合に、帰宅するのか、学校内の学童保育に行くのか、民間の学童保育に行くのか、学校待機するのかの希望調査を各保護者宛てに行い、集約しており

ます。また警報は発表されていなくても、急な雷や激しい雨が降っている場合には、下校の時間をずらしたり、屋外に出ないなどの対応を取っております。

本年7月10日14時過ぎの雷雨発生時には、各小学校で下校を見合わせる対応を取り、岩出市安心・安全メールで各家庭に通知し、雷雨が収まり、下校を開始する際も、再度、岩出市安心・安全メールで各家庭に通知をしております。

気象状況はいつ急変するか予測がつきにくいので、教育委員会においては、リアル配信される気象庁の降雨情報を的確に収集、把握するようにし、各学校においては、天候を観察し、下校時の判断を速やかに行うよう努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 再質問を行わせていただきます。

1点について、もう一度再質問を行います。

内容的にかぶる部分があると思うんですが、今回の線状降水帯に対する降雨対応を教訓に、本市での大規模災害を想定した課題点及びこれまでの対応・対策の見直しをさらに強化すべきと考えますが、本市の考えをお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

災害発生の可能性や災害時の状況把握の情報収集は、災害対応には非常に重要ですので、県からの情報提供をはじめ、各施設の所管部局との連絡体制を再確認し、防災体制の強化に努めたいと考えます。また、防災訓練など、啓発事業を継続し、市全体として防災力向上を図ってまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、次に防災訓練について、4点お伺いします。

まず初めに、12月議会冒頭、市長の行政報告の中に、防災訓練の報告がありました。内容としまして、10月22日、日曜日に実施した地域防災訓練についてであります。今年度の訓練は、巨大地震発生を想定したもので、地域での避難場所の確定と把握を行い、逃げ遅れ者を出さない、逃げ遅れ者の早期発見のため、自主防災組織、

区自治会をはじめとする市民の参加と消防団及び関係機関と緊密な連携の下、初動体制の確立を目的として実施するとともに、白いタオル運動を併せて実施したとのこと、今後も、市民の防災意識のさらなる高揚に向け取り組んでまいりますとありました。

そんな中、年末の防火月間、本年12月3日に1日防火デーの消火活動訓練が実施されております。それも大規模災害を想定した訓練の1つで、朝早くから市民の方々が集まり、消防団の下、ホース格納箱からの初動作業の手順を実践していただき、それを体験し、指導していただきました。また、地下式消火栓の説明もしていただきました。消防団からの各パーツの説明と操作手順は毎年行っていたので再確認する人もいますが、初めて体験した市民の方や初めて参加した市民の方にとっては、いろいろと質問の多いところとなりました。

体験時、また体験後にいただいた意見として、今回の地下式消火栓は今までのと違い、新しい地下式消火栓でしたので、市民の方が、市のほうで地下式消火栓の取扱書はないの。あれば、自治会で頂いて、自治会で情報共有ができるのにね、といった意見や、体験時、消火栓の手順に関して、意見、質問される方もいました。ほかにも質問はありましたが、その中で消火栓の使用を説明していたときに質問があり、そのそのことで体験後もそれに関して、市民の意見、疑問がありましたので、質問させていただきます。

この声は大規模災害時に市民として何とかしなければならないという思いと思えますし、使命感から伴うものと感じております。内容は、消火栓を使用する説明をしている際、今回は消火栓を回して実践することはできませんとのことでした。なぜなら消防と市のほうから実施はしないように言われているとのこと。消防団の説明によれば、以前、開閉した際、水道水の濁りの原因となったことがあったそうです。そのことで市民の方から質問があり、実際にどれくらいの勢いで水圧があるのか、また回す力加減や、本当に水が出るかなど、多岐にわたり疑問があり、体験後もある市民から、火事が起こった際、消火栓を使用した場合、毎回、水道水が濁るのは問題ではないのかとか、どれくらいの勢いで回すと濁り水が発生してしまうのか、また消火栓を使用した防災訓練を毎年することで濁り水の解消になるのではなど、実際に市民が消火活動を想定した意見として、多く質問があったように思われます。

このように、防災意識の高い市民の方々がいることは、災害時、あらゆる連携につながると考えますので、市民からの声を聞いていただき、答弁願いたいと思いま

す。

そこで質問ですが、1点目として、消火栓の消火活動の手順についてお答えください。

2点目として、消火栓の取扱書作成の考えはあるのか、お答えください。

3点目として、消火栓による防災訓練を実施する考えは、についてお答えください。

4点目として、実施した場合の問題点について、その4点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員、2番目のご質問、防災訓練についてに一括してお答えいたします。

消火栓の初期消火ということですのでけれども、初期消火活動全般について、まずご説明させていただきます。初期消火活動の手順につきましては、火災を発見したら、大声で近くの人に火事を知らせ、119番通報をしてください。自身の身の安全を確保した後、近くに消火器があれば、消火器を使った初期消火を実施してください。消火栓を使用する場合は、必ず複数人で消火活動を実施する必要があります。使用方法につきましては、現在取扱書等の作成を行っておりませんが、今後、1日防火デーなどの機会に、消防団等による使用方法の指導を行ってまいります。

なお、消火栓の使用は、水道水の濁りの原因となり、現在の住宅事情では影響が広範囲に及ぶことから、消火栓を使用した防災訓練の実施は現在のところ考えておりません。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、2点、再質問させていただきます。

それは訓練の体験後、使用方法に矛盾を感じる市民の方がおられたことです。消火栓の使用方法を説明していただいているとき、消防団の方から、消火栓の使用は控えるように促されていたことです。まず、火災で消火栓を使い、初期活動をするには、那賀消防組合の消防士、もしくは消防団とのこと、後、市民はその後でと説明を受けています。

しかし、巨大地震の大規模災害時には、市民が使用する必要があるのではないかとのことです。なぜなら、東日本大震災のときを教訓とするならば、あちらこちら

らで道路の分断や瓦礫、他の火災で消防士や消防団が来れないことを想定したとき、市民が消火活動をしなければならないと考えるからです。実際に大規模災害が起こった際に対応ができるのか不安になるのは当然だと思います。そのための訓練ではないのでしょうか。

そこで質問ですが、1点目は、大規模災害時には、住民での消火栓を使った消火活動が必要になるが、実際の訓練は行えないのか。また、消火栓の使用基準のようなものはあるのか、お答えください。

2点目として、巨大地震の大規模災害時、消火栓の水道管は使用できるのか。また、水道管はどの程度の災害に耐えられるようになっているのか。この2点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず消火栓の使用基準、これについては特にございませぬ。それと通常時ですけれども、那賀消防組合によりますと、119番通報から平均到着時間が約15分となっていることから、初期消火活動で住民の方が消火栓を使用することは少ないと認識しております。

また、尾和議員ご指摘のように、大規模災害時等には使用していただくこととなりますが、先ほど回答いたしましたとおり、使用方法の指導を行ってまいります。訓練での実際の使用は控えていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、大規模災害時の水道管のどの程度ということですが、地震の規模にもよりますが、直下型地震のような大規模地震が発生した場合には、耐震管を使用していない箇所では、管の継ぎ目が外れて、水圧の低下や断水が発生する可能性があります。岩出市において、直下型地震等の最大級の地震動に対応できる耐震管を敷設している場合、耐震化率は、令和4年度末で45.0%となっております。現在、公共下水道事業に伴う移設工事や送水管整備事業により、効率的かつ効果的に重要管路の耐震化を進めております。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

通告7番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今議会では、安全・安心なまちへ街路灯の整備について、県道関係部分と、2点目に、同じく安全・安心なまちへ街路灯の整備について、市道関係部分と、そして3点目として、しだれ桜のその後と根来山内の桜について質問を行います。当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、安全・安心なまちづくりの点での県道関係の街路灯について、質問をします。

県道における街路灯については、これまでも何回か質問も行い、県に対して設置の要望を強化してほしいと取り上げてきました。しかし、なかなか改善が図られてきていないのが現実だと思います。現在、県道粉河加太線、県道泉佐野岩出線、県道小豆島岩出線などにおいて街路灯がない、そういう地点が数多くあります。暗い道路を通るのは寂しいものです。明かりがあれば人はほっとします。私自身、県道関係を全て調査はしてはいませんが、粉河加太線の根来から東坂本までの間や、県道和歌山打田線の岩出駅北側踏切から岡田方面には、ほとんどの電柱に街路灯はついていません。

これ以外の小豆島岩出線、新田広芝岩出停車場線をはじめ、県道関係において、岩出市内の県道に街路灯が少な過ぎると考えます。市当局においても、現状を把握してきていると思っています。岩出市として、県に対して、街路灯の設置要望はどう対応してきているのか、まず、この点を最初にお聞きをします。

2点目として、県道における街路灯の必要設置場所について、そもそも県道関係における街路灯の必要設置場所について、岩出市として改善が必要だと捉えている場所や状況をどう把握しているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

3点目として、この間、県道泉佐野岩出線においては、都市計画道路として新しく整備もされてきました。現在4車線道路として、岩出市の南北道路の基幹幹線となつてきています。新しく道路が整備されたことにより、川尻から岩出図書館の北詰までは、旧県道泉佐野線となりました。管理面や整備の点においては、和歌山県から岩出市に移管がされましたが、この区間については、現在も未整備状態となつているところも多いのです。県から市に移管されたとき、岩出市として、整備を行ってから対応する必要があるのではないのでしょうか。

これから整備をすれば、全て岩出市は責任を負う、こういうことになってきていますが、県から市へ移管をしたとき、県が整備をする必要があるとは考えなかったのかどうか。県道関係で3点について質問を行います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の1番目、安全・安心なまちへ街路灯の整備について、通告に従い一括してお答えいたします。

令和4年9月議会で増田議員の一般質問にお答えしましたが、県道への道路照明の設置につきましては、交差点など、歩行者の識別が必要な箇所や道路線形が急変する場所など、運転上危険な箇所について、夜間の交通量や事故の状況を考慮し、また付近の土地所有者との調整を行った上、道路照明施設設置基準に基づき検討するとしてございます。

本市では、歩行者の識別が必要と捉えた交差点照明につきましては県へ要望し、設置していただいておりますが、道路照明施設設置基準に満たしていない箇所については要望してございません。

次に、旧県道泉佐野岩出線、市道根来川尻線につきましては、平成27年12月の移管時に、交差点照明で2か所、2基、見通しの悪いカーブ区間で道路照明灯1基の計3基をつけてございます。なお、移管後は、市の設置基準に基づきまして、電柱共架で13基設置しております。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今お答えをいただきました。その点では、交差点関係とか、そしてまた急変する場所というようなところだけにしかつけないんだという、そういうことでした。私、ここで1点、市としても考えていただきたいのは、そういうところだけが危険というのではないと思うんですね。実際には暗い夜道を通るというのは、本当に怖いものがあります。

その点で、先ほどは市が必要と思うんだというようなところしか要望はしていないというお答えだったんですが、そういう点では、現実的には、今の岩出市内の中で、市として、ここにはやっぱり必要だというようなところは、今ついているところ以外、どこもないんだというような認識なのかどうか。この点を少しお答えいただきたいと思うんです。

そして、実際には、通告に書いているように、安全・安心なまち、安心して通れ

るようなまち、そういうふうにしていくのが、やっぱり非常に大事だと思うんですね。そういう点では、最初に言ったように、あと、こことここはどうしても必要だというようなどころはないのか。もうこれ以上は設置する必要がないんだという認識なのか、この点お聞きをしたいと思います。

そして、もう1点は、旧県道泉佐野岩出線なんですけど、改善なんかもされてきたというようなことを言われました。しかし、現実的には取り上げたこの区間については、やっぱりまだまだ未整備というのかな、暗いところなんかも、やっぱりまだまだたくさんあると思うんです。そういう点では、市として改めて調査する、そういうことなんかはしていただけないですか。私は、少なくとも、あと幾つか、どうしてもやっぱりつけていただけないと暗いし、やっぱり不安を感じる、そういう場所があると思います。そういう点では、旧の泉佐野岩出線、再度調査していただく、こういうことはしていただけないんでしょうか。再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

新たに設置する必要はないのか、要望したのかという件なんですけども、これまで県へは道路照明に限らず、可能と思われる案件については要望してございますが、基準に達していない案件については要望してございません。要望してもできないものはできないんですから、要望してございません。

次に2点目、旧泉佐野岩出線の道路照明の件なんですけども、本市の道路照明灯の設置基準につきましては、電柱共架を基本としてございます。ただ、電柱の多くは民地に建柱していることから、土地所有者及び隣接所有者の同意が必要なため、同意を得た上で設置するよう進めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、安全・安心な対応として、市道関係、この点について質問したいと思います。

市道関係については、まず教育委員会としての見解と、こういうものもお聞きしたいと思います。現在、岩出中学校や岩出第二中学校の周辺道路、こういうところ

には街路灯や防犯灯も少なく、子供たちの安全を守る上でも整備が必要ではないかと考えるものです。岩出中学校付近では、オートボックスから曾屋集会所までの間には、道路沿いには街灯はありません。第二中学校付近も、校門前から東には電柱に街灯はありません。第二中学校から西側方面でも、家の光だけが頼りであり、旧県道泉佐野岩出線までは、ほとんど明かりない、こういう状態です。子供たちの安全や防犯という点での教育委員会の見解をまずお聞きをしたいと思います。防犯ということも含めて、お聞きをしたいと思うんです。

2点目として、岩出市内には防犯灯や街路灯を必要とする場所、これはもう本当に多々あると考えますが、真っ黒な地点で通ることが本当に怖いと感じる地点、本当に数多くあります。その1つに、春日川の高塚消防の屯所から、岡田方面には家もほとんどなく、大冠橋、大きな冠という字を書くんですが、大冠橋付近は真っ暗な状況です。防犯対策の上でも、街路灯、防犯灯の整備が必要な場所と考えます。整備の必要性があると考えるんですが、市として整備する計画は立てないのか、お聞きをします。

3点目として、これまでも街路灯や防犯灯の整備の質問を行ってきましたが、街路灯や防犯灯の必要性は感じるが、稲の生育に差し支えるので、取付けが難しいとよく言われてきました。最近では、このような田畑の作物の生育に影響を与えにくい光源の研究も進んできていると、当局の答弁で以前もお聞きもしました。市として、さらにこういった光源なんかですね、調査研究、こういうものも行って、設置が必要と考えられる場所への整備をぜひ進めてほしいと考えます。市として、今後の取組への考え、この点についてお聞きをしたいと思います。

4点目として、安全・安心なまちづくりと、岩出市はめざしているんだと、よく言われます。市の長期基本構想にも書かれて、市長も安全・安心という言葉をよく使われます。岩出市として、安全で安心して生活できる上で、街路灯や防犯灯関係において、改善が必要な場所をどのように市として把握をしているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

5点目として、岩出市における防犯や安全性の向上に対する姿勢、これをお聞きをします。街路灯、防犯灯の整備についての来年度に向けての検討、設置場所の調査や研究などはどのようにされているのか。街路灯設置は、どの場所の改善を図るのか。どれくらいの予算の確保を目指しているのか。整備促進への対応について、お聞きをします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

- 南教育部長 通告に従いまして、増田議員のご質問の2番目の1点目にお答えいたします。

市内各中学校では、クラブ活動を終え学校の門を出る下校時刻を季節ごとに細かく定めており、暗くなる前に帰宅できるように設定しております。また、岩出市では、防災行政無線を活用し、毎日、暗くなる前に子供の帰宅を促すため、6月から9月は午後5時30分、4月、5月、10月は午後5時、11月から3月は午後4時30分に放送しております。このことは、教育委員会として、青少年健全育成上の観点から、放課後も暗くなる前に安全に帰宅させることを目的の1つとしております。学校周辺への防犯灯、街路灯の設置につきましても、市内同様の現在の設置基準において行うべきと考えます。

- 田中議長 事業部長。

- 田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、安全・安心なまちへ街路灯の整備について、通告に従いお答えいたします。

まず2点目、高塚の消防屯所から岡田方面へ通じる道路についてですが、道路管理者が設置する道路照明灯設置基準を満たしていないため、設置できません。

次に3点目、田畑の農作物の生育に影響を与えにくい街路灯についてですが、遮光板等による照度範囲の調整や、照明柱に農繁期による消灯を告示した上で、消灯により農作物の生育の影響を軽減してございます。

次に4点目、市としての改善が必要と捉えている場所について、5点目、来年度予算の確保に向けての改善についてですが、これまで幹線道路である市道山西国分線や市道根安上線等におきまして、歩道設置区間を重点的に設置してきました。今後は、市道金屋荊本線の整備を進めるとともに、道路照明灯の設置基準に基づき、地元要望等に対応してまいります。

- 田中議長 生活福祉部次長。

- 牧野生活福祉部次長 増田議員ご質問の2番目の2点目から5点目について、一括してお答えします。

防犯灯につきましては、岩出市防犯灯設置要綱の設置基準に基づき設置しております。設置基準では、設置の間隔は、原則として30メートル以上であり、新たに鉄柱を設置する場合は、土地所有者等の承諾を得ていること及び維持管理費を区自治会が負担し、街路灯と重複して設置しないことを要件としております。これらの要件を満たしていれば、予算の範囲内において防犯灯を設置しています。

また、農作物の生育に影響を与えにくい機器については、電気店に問い合わせたところ、一般的には製造されていないとのことであり、今後も農作物等に影響がある近隣関係者の承諾を得ることなど、地元の方との調整を図りながら、防犯灯の設置を進めてまいります。

なお、LED防犯灯の設置につきましても、岩出市LED防犯灯設置補助金を活用していただくことで、地球環境に負担の少ないLED防犯灯の設置を促進し、住民が安心して生活でき、より明るく安全なまちづくりを推進しております。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 答弁いただきました。残念な答弁だだと思います。安全・安心のまちづくり、何か私そういうのを言葉だけちゃうかなと。本当に安全・安心なまちづくりをつくっていく、そういう姿勢が本当に感じられない、そういう答弁だったと思います。

高塚の大冠橋のところなんかでも、設置基準に満たしていない、そういう答弁でした。真っ暗ですよ。設置基準というの、岩出市が街灯を設置しない、街路灯ですね、もしくは防犯灯、これを設置する基準というの、どういう場合には設置していかなければいけないのかという、この設置基準、これ改めてお聞きをしたいというふうに思います。

この場所以外でも、那賀高校の国道から南側、旧の道路なんですけど、この道なんかも本当に、田畑が多いという関係もあるかも分かんねんけども、最近では家もだんだん増えてきていますけれどもね。この道も真っ暗ですよ。こういうような、本当に夜間通っても、道路に照明がないために、本当に暗い場所、こういうところ、本当にたくさんありますよ。

最初に教育委員会のところにも指摘したんですけども、オートバックスから曾屋の集会所の北詰まで、そして曾屋の集会所から山崎神社へ行く、こういう方面なんかもね、やっぱり暗いというふうなところはたくさんやっぱりあるんですね。だから、そういう点においては、本当に安全・安心なまちづくり、これを進めていくのであれば、やっぱりもう少し安心して通れる道路、そういうふうにしていくのが求められているのではないのでしょうか。

そういう点では、本当に言葉どおりの安全・安心なまちづくりを進めている岩出市ですと、こういうような取組しませんか。その点でも、今後の対応、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

岩出市の照明灯設置基準につきましてですけれども、電柱共架を基本としまして、歩行者及び自転車等、夜間交通の安全の確保及び防犯を目的として、2車線以上または歩道付きの市道で、交通量及び住宅密集度等を考慮して設置しております。その設置基準に基づきまして、該当する箇所であれば、今後検討して設置してまいります。

○田中議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 再質問にお答えします。

防犯灯の設置基準につきましては、先ほど答弁したとおりでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の答弁を聞いてびっくりしました。2車線以上のところにしかつけない。これが岩出市の基準ですか。本当に残念ですね。岩出市で危険なところ、危ないところ、犯罪に巻き込まれるところ、そういう可能性があるところ、こんな2車線の道路じゃないですよ。以前からの旧の町の時代の、岩出市が、まさに昭和31年に合併した、ああいうときにあった道路こそ、一番危ないんですよ。そういうところ、危ないと思えるようなところ、街灯をつけない。こんな情けない岩出市ないんじゃないですか。どこが安全・安心のまちづくりなんですか。

真っ暗闇のそういうところに、市民、住民を置き去りにして、何で安心して暮らしていけるんですか。一遍夜中に、部長、調べに行きませんか。どんな状況が岩出市内の中にあるのか。危ないと感じるところはないのか。一度、私と一緒に行きませんか。春日川の大冠橋のところなんかでもそうですよ。一度、一緒に行きませんか。そして、本当に危ないなど、そういうふうなこと、調査に行きませんか。職員も一緒に。そういうことを調査する、そういう気すらないのかどうか、改めてお聞きをしたいと思います。この点、再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再々質問についてお答えいたします。

安全・安心なまちにつきましては、道路照明灯だけではないと考えてございます。いろいろ土木のほう、都市計画のほう、いろいろな方面で対応してございます。浸

水対策もそうです。道路の整備もそうです、歩道設置もそうです。何も道路照明灯だけが安全・安心じゃないと思っています。

それで、基準に基づいてしていますので、基準に基づいたところから整備していく考えでございます。

○田中議長　これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、しだれ桜のその後と根来山内の桜について質問をします。

根来寺は約7,000本の桜が境内を埋め尽くし、桜の名所として知られています。この間、推定樹齢300年を超える古木のしだれ桜は、地域の人々だけでなく、岩出市以外の多くの皆さんに親しまれてきました。昭和62年には市の天然記念物に指定されてきましたが、平成10年の台風で幹が半分ほど折れる損傷を受け、樹木の保護が課題となっていました。

この天然記念物に指定されている根来寺のしだれ桜を後世に残すため、専門機関の手によって育てられた後継樹、後を継ぐ樹ですね。この後継樹の苗木、これが2014年3月に根来寺に戻されています。順調に育てば3年から5年後に花が咲くと言われていました。この岩出市の名物だったしだれ桜の後継樹が、現在、根来寺山内で成育されていますが、現時点でどれほど成長してきたのでしょうか。この点をまずお聞きをします。

2点目として、岩出市においても、今後、岩出市の観光に役立てたい、移植も良い、場所についても検討を行っていく、こういう答弁もありましたが、観光に役立terという点での市としての現在の状況面、これはどう捉えているのかをお聞きします。

3点目として、約10年ほど経過がしてきていますが、苗木の状況からどれくらい大きくなったのかは分かりませんが、将来を見据えた場合に、観光に生かす上でも、移植の対応が求められると考えますが、いつ頃をめどとして考えているのでしょうか。

4点目として、観光促進の点からは、移植場所の検討をはじめ、市として観光行政に生かしていく上でも、専門家も交えた観光計画も必要となってきたのではないのでしょうか。数年前までは、一乗閣の活用や道の駅の特産品開発など、これを研究したりする組織もありましたが、現在は解散されています。改めて、観光行政における研究機関や、岩出市を活性化させるための組織も求められているのではな

いでしょうか。今後、プロジェクトチームなどの組織は立ち上げるのか、市の考えをお聞きをします。

5点目として、根来寺山内の桜の老木化、これに対しては、桜の植樹も進みつつありますが、老木化した桜、これは何本ほどあるのでしょうか。

6点目として、この12月の補正予算で5本の桜が植えられるというふうになりましたけれども、岩出市としての植樹における年次計画はどう進めていく考えなのか、お聞きをしたいと思います。

以上です。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 増田議員のしだれ桜についてのご質問、1点目から4点目について、通告に従いお答えいたします。

市の天然記念物であるしだれ桜につきましては、後世に残すため、苗木を育成し、その生育を所有者である根来寺で管理いただいております。

1点目のどれほど成長してきたのかについてであります。前回、増田議員からご質問をいただきました令和元年9月議会で答弁させていただいた時点では、樹高は4メートルに達しておりませんが、先日確認したところ、4メートル60センチほどになっておりました。根来寺からも順調に生育を遂げていると聞いております。

次に、2点目と3点目の移植の場所と時期についてであります。所有者であり管理者である根来寺の意向を尊重すべきと考えているところであり、現時点において、根来寺から移植等の相談は受けておりません。

次に、4点目の観光計画とプロジェクトチームの立ち上げについてであります。苗木から生育したしだれ桜が、天然記念物として価値評価されるためには、今後、数十年から100年以上の時を経る必要があると考えます。このことから、現時点において、観光計画の策定やプロジェクトチームを立ち上げる予定はございません。引き続き、根来寺とともに生育を見守ってまいりたいと思います。

○田中議長 事業部長。

○田村事業部長 5点目と6点目について、通告に従い一括してお答えいたします。

根来寺は、古くから桜の名所として、県内外の多くの方に親しまれている地域であり、根来寺の玄関である大門周辺から根来寺境内、そして前山の五百仏山においては、春を彩る桜が咲き誇り、さくら名所100選の地にも選ばれています。

しかし、平成30年の台風21号による倒木をはじめ、近年の病気や老衰などで木が弱っていることから、五百仏山におきましては、根来寺友の会や根来山げんきの森倶楽部などの地域の方々が、少しずつであります、植え替えを行うなど、地域資源として保存活動を行っているところです。

現在、桜の全体本数や老木となった数は把握できていませんが、各施設内及び道路から見る桜は、枝が折れ、木が古くなっているものも多く見受けられます。本市としましても、国宝や重要文化財などの歴史的建造物や桜や紅葉などの四季折々の自然を体感できる観光資源があふれる根来寺周辺に訪れた方々をおもてなしするため、根来寺境内の老木となった桜や紅葉などの環境整備を12月議会に補正予算で可決していただきました。今後も、観光促進事業補助金の範囲内で、計画的に植樹を実施してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 私が答弁聞いてびっくりしたところもあるんですが、桜の木って結構大きく育つもんなんですね。答弁では、4メートル60というお答えをいただきました。これ以上、この桜、仮に、あと何年もほっといてしたら、これ移植、本当にできるんでしょうか。今でも4メートル60あるとしたら、移植していくという部分については、かなり大がかりな、根元もかなり大きな部分を掘らなければいけないやろうし、前の教育長が言うてた、本当に岩出市としても、この後継樹、本当にこれを生かして、そして将来、何十年、何百年というところに生かしていくという、そういうことをするのであれば、本当に考えているのであれば、移植の時期という部分も、今、本当に考えていかなきゃいけない、場所についてもそうだし、根来寺さんのほうからは何もないと言われてないということと言われたんやけども、そういう点では、岩出市としても将来のことを考えれば、やっぱり検討する、根来寺さんと話し合っていく、そういう時期に来ているのではないのかなというふうに思うんですが、今後、根来寺さんとそういう点で移植という点での場所の検討なんかも含めて、根来寺さんとの話合い、それをするお考えはないのかどうか。この点をまず最初にお聞きをしたいと思います。

それと、以前の記事には、1本じゃなしに、2本の苗木が根来寺に戻されたというふうに記事にはあるんです。2014年の3月ぐらいの記事だったと思うんですが。だから、そういう点では、2本とも、そういうふうに大きく育ってきているのか、この点もちょっと改めてお聞きをしたいと思うんですが。

いずれにしても、市の記念物だった桜というのは、やっぱり私は大事に大事に岩出市の宝という形で考えていく必要もあるし、それだけしっかりと根来寺さんなんかとも話し合いということをしていただきたいというふうに思うんです。その点で、今後の市の対応というのもお聞きしたいと思います。

それで、もう1点は、通告にも書いているんですが、やっぱり岩出の活性化という点での視点で、先ほどでは、プロジェクトなんかは今のところ全く考えてないということをおっしゃったんですけども、以前、同様のそういう形で質問したときには、道の駅を含めて、周辺道路の整備、遊歩道の整備、こういうことなんかも行っていくんだということをおっしゃいました。だから、そういう点でいうと、現実にもそのときに言われた、そういう方向性ですね、それを実際に移していくというふうになるとすれば、やはり市としてしっかりとした計画、こういうことなんかもつくっていく必要があるんじゃないかと思うんです。遊歩道については、いつ整備していく、周辺道路の関係なんかはどういうふうにしていく、また道の駅なんかも、今後さらにこういう形で改良、改善を図っていく、そういういろんな計画なんかが要るんじゃないでしょうか。

それだったら、そういう新たな市としての計画、これをつくっていく、そういう必要性があると考え考えますけれども、そういう点では、プロジェクトチームなんかはつくらないと言われたけども、今後どのように進めていくのか、再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

桜の状態ですが、樹高が4メートル60センチといいましても、幹の太さはまだまだ細い状態で、枝の張りも十分ではございません。だから、今の段階での移植どうこうという話にはならないと思います。何よりも、この桜、所有者は根来寺でありますので、根来寺の意向に従うのが当然と考えております。

それと、2点目の2本桜があったというお話なんですけども、令和元年の増田議員の9月議会での答弁では、3本苗木が根来寺に戻されて、そのうちの1本が現在元気に生育しているという答弁をさせていただいておりますので、現有は1本でございます。

あと、プロジェクトチームにつきましては、今、桜の状態がそういう、まだまだ時期尚早の状態でありますので、その至るところではないと考えております。

○田中議長 事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

道の整備、遊歩道の整備という件なんですけども、道の整備につきましては、一乗閣「ねごろ歴史の丘」からねごろ歴史資料館までの間を歩道の整備してございます。それと遊歩道につきましては、道の駅「歴史の丘」から大門までを景観歩道として整備してございます。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 根来の桜の部分なんかについては、さらに老木化対策と、こういう部分なんかについても、市も積極的にもっともっと根来寺さんともタイアップして、老木化対策というのには力を入れていていただきたいというふうに思うんです。

その点では、今後も大体5本から10本ぐらいで、ずっと進んできているようには思うんですが、そういう点では、全体の老木化している木が、やはりかなり多いような気もするので、そういう点では、もっと市としても、数十本単位という、そういうような考えはお持ちではないのかと。さくらの100選にも選ばれているこの老木化が急激に、やっぱりこういうふうな状況になっている中で、市としてもっと積極的にやっていく、そういうお考えはないのかどうかという点。この点を再度お聞きをしたいと思います。

もう1点は、移植のしだれ桜の点なんですけど、この点、あくまでも所有者は根来寺さんだということなんですけど、そういう点で、このしだれ桜に関してのその後の話合いというんですか、そういうのはもうされないというんか、市として、していくというんかな、そういうお考えそのもの自身があるのかないのか。あくまでも根来寺さんのもんやから、市としてはどうしてもできませんということなのか、積極的に市ができたなら有効活用を図らせていただだけませんかという形で、根来寺さんに申入れをしていくという、将来も含めて、市の活性化につなげていくという形も含めて、岩出市のほうから根来寺さんに話をしていく、そういうお考えはないのかどうか。この点をお聞きしたいと思います。

ちょっとまた前後になるかも分からんねんけども、観光の活性化とよく言われて、私、前回質問したときに、今の県道泉佐野線の西側のほうの整備なんかも必要性あるんと違うんかとやったときに、西のほうは全くそういうのは考えていないんだと。東のほうでもっと整備していく必要があるんだということを強調されました。だからこそ、今回この部分においても取り上げさせていただいたんです。

遊歩道なんかも、この間ちょっと整備してきたんだという事業部長のほうからも答弁ありましたけれども、あの当時の答弁では、もっと大々的に周辺整備を図っていく必要があるんだというようなことで答弁されてきています。だからこそ、新しい観光の地、根来の地という部分を目指していくんだという形の中での整備が必要だというふうにお答えされてきていたんです。

今のお答えだったとしたら、もうこれ以上は整備をする必要もないんだというふうに感じてしまったんですが、市としては、今後、観光に生かしていくという、そういう点での整備の計画も新たにつくる計画はないのかどうか、この点もお答えいただきたいと思います。

そして、最後の点においては、今、岩出市、本当に観光というのをよく言われるんですけども、現実的に、本当に観光において活性化ができているのかという点でいうと、まだまだやっぱり十分な点がないと思うんですね。この点から見て、岩出市としてどうすれば道が開けていくのかと。そして、どのような視点が岩出の部分で欠けているのか。そして、どういうふうに改善していかなきゃいけないのかという、そういうふうにするには何が足りないのかと、こういう点で、まさにどのように市として捉えているのか。そして、そのための調査や研究、これが今後どうしていくのか、この点、最後にお聞きをしたいと思います。

以上です。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

接ぎ木をした苗木の件につきましては、まだまだ時期尚早と考えております。市の教育委員会といたしましては、親木である現在のしだれ桜、これ市の天然記念物にも指定しておりますので、根来寺では、毎年30万の予算措置をして、しだれ桜の維持管理を行っております、市は15万円をそれに対して補助するという形で、しだれ桜を見守っていきたいと考えております。

○田中議長 事業部長。

○田村事業部長 再々質問にお答えいたします。

桜の植樹をもっと増やせないかということなんですけども、現在、岩出市観光協会を事業主体として、県の補助金、未来を彩る花の森づくり事業を活用しまして、専門家の意見を取りながら、根来寺の前山に桜を植樹する計画を立ててございます。それと、根来寺境内は、宗教法人であるため、市で直接事業を実施することができ

ないため、観光協会を通じて、今後、地域の観光振興を目的として実施してまいります。

それと、根来寺境内は、市で直接できないんですけども、市道敷の場合は市でできますので、土木課のほうで桜の植樹、管理を行っている事業で、植樹を毎年行っていく計画でございます。

観光につきましては、根来寺の資源であります、国宝、重要文化財を積極的にPRするとともに、今後、桜のまち、桜と紅葉の根来寺としてPRしていく計画でございます。

○田中議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

ここで閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る12月4日開会以来、議員皆様方には、本日までの17日間にわたり、提案されました条例の制定等、重要案件について慎重なるご審議を賜るとともに、議会運営に当たりましても特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことを心から厚く感謝申し上げます。

さて、昨今の社会情勢等を見ますと、市民に最も近い市議会の役割はますます重要なものとなってきており、今般、二元代表制の一翼を担う機関である地方議会の役割、議員の職務等が地方自治法上で明確化されたところです。

議員各位並びに理事者各位におかれましては、市政発展と市民福祉の向上にご尽力を賜りたくお願い申し上げます。

本年も残り少なくなってまいりました。時節柄、なお一層ご自愛のほどお祈り申し上げますとともに、令和6年が皆様にとりまして、健やかで実り多きよい年となりますよう心からご祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、令和5年第4回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。


~~~~~○~~~~~

閉会

(14時35分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和5年12月20日

岩出市議会議長 田中 宏幸

署名議員 井神 慶久

署名議員 奥田 富代子